

ル上確信アルニ非サレハ迂濶ニ提出スルコト却テ不利益ナルヘシトノ意見ニテ旁右邦商側ハ目下ノ処余リ氣乘リシ居ラサル趣ナルカ近日中同商務書記官來華ノ予定ニ付

更ニ打合ノ上何分ノ儀申進メタシ
紐育商務書記官ニ暗送セリ

3 日印綿布関税問題

238 昭和2年3月4日 在ボンベイ玉木(勝次郎)領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ボンベイ紡績連合会会長による対日批判

ボンベイ 3月4日後発
本省 3月5日前着

第二八号
三日孟買紡績連合会総会ニ於ケル演說中同会会長ハ孟買紡績ノ不況ハ対英為替比率ヲ一八片ニ定メトスル政府ノ税政日本ノ不正競争並ニ労働ノ不廉及労働能率ノ低級ニ基因ストテ従来屢々発表セル陳腐ノ意見ヲ繰返シ日本ノ競争ニ付テハ例ニ依リ日本側ヲ攻撃シタル後日本側ハ第二関税調査委員ニ対シ二回ニ亘リ陳述書ヲ提出セルカ同調査会カ右陳述書ノ正否ヲ口述ヲ以テ確メンタメ「エビデンス」廷ニ出廷方ヲ許可シタルニ拘ハラズ日本側ハ之ヲ拒絶セリ右日本側ノ出廷拒絶ハ自己ノ陳述書ノ非ニシテ支持スヘカラサルヲ立証セルモノニシテ孟買側ノ言分ト日本側ノ言分ト何レカ正確ナルヤハ此一事ヲ以テスルモ良ク判断シ得ヘシ

云々ト述ヘタリ(客年拙電第五十二号参照) 尚前記調査委員會報告書一月中旬政府ニ提出セラレタルニ拘ハラズ未タニ其発表ヲ見サルハ遺憾ナリト述ヘタリ

239 昭和2年5月12日 在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

ボンベイ紡績連合会のインド政府宛対日批判

電報について

ボンベイ 発
本省 5月12日後着

第五三号
孟買紡績連合会ハ十一日印度政府宛左記陳情電報ヲ発セリ日本最近ノ財界「クライシス」ニ基キ田為替ノ下落、資金逼迫並対支那輸出貿易不振ハ近キ将来ニ於テ日本綿糸布ノ印度市場投売ヲ企テシムル虞アリ之カタメ印度貿易ノ蒙ル打撃ハ甚大ナルヘキヲ以テ政府ハ日本ノ行動ヲ充分監視セムコトヲ希望ス

右ハ往電第五一号ノ通調査委員会報告書ニ対スル政府ノ態度決定カ近ツケル際トテ「ランカシヤ」側ノ反対ヲ恐レ政府ノ決心カ鈍ルカ如キコトナキ様警告ヲ与ヘタルモノト解セラル尚政府カ報告書発表ヲ遅延セルハ関税上ノ関係ヲ含ムカ為ニシテ可成九月ノ議會開會間際迄発表セサル方針ニ出テタルモノナルヘシト一般ニ観測セラル

240 昭和2年5月18日

在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド綿業問題に関する新聞報道振り

ボンベイ 5月18日後発
本省 5月19日前着

第五六号

綿業問題ニ関スル輿論再燃シ各新聞ヲ賑ハシ居レル処就中当地「クロニクル」ハ社説ニ於テ孟買紡績連合会カ最近発表シタル「ステートメント」中委員会カ四〇番手以下ノ綿布ニ対シ四分ノ増税ヲ勧告セリトスル噂事実トセハ右ハ消費者ヲ含ム印度全体ノ利益ヲ考慮シテ定メラレタルモノニシテ単ニ印度紡績業ノ利益ノミニ止マラサルナリト弁解セ

第四八号

貴電第一三号並ニ第一四号ニ関シ

カルカタ 5月27日後発
本省 5月28日前着

(欄外記入)

本二十七日主務大臣ヲ往訪御来示ノ次第ヲ説明シタル処同大臣ハ本邦労働条件ノ改善ハ本問題審理上緊要ナルニ依リ右説明ヲ聴取シ誠ニ欣幸トシ孟買紡績業者ノ運動抑圧上最も重要ナル点ハ本邦ニ於ケル婦人労働者ノ夜業禁止ニシテ右ハ曩ニ日本政府ニ於テ本年七月一日ヨリ之ヲ実施スル旨声明セラレタル次第モアリ同期日ニハ相違無く右実施ヲ見ルコトト確信スルモ若シ万一理由ノ如何ニ拘ハラス右実施延期セラルルカ如キコトアラハ孟買当業者ハ日本政府ノ不誠意ヲ口実トシ猛烈ナル運動ヲナスヘク之ニ対シテハ印度政府トシテモ手ノ着ケ様無カルヘキニ付此ノ点ハ異々モ日本政府ニ於テ御注意アリタシト述ヘタリ就テハ我政府トシテハ必ス此ノ点前記期日ヨリ実行スル旨声明ヲ与ヘ置ク方我方ニ執リ有利カト思考スル処右声明ヲ与ヘ差支無キヤ御回電ヲ請フ

孟買へ転電セリ

三 通商問題

ルモ四〇番手以上ノ綿布ノ増税無キヲ責メサルハ如何ナル理由ニ基クモノナリヤ英国綿布特惠制ヲ採用セントスル政府ノ「トリック」ヲ黙過スルニ於テハ同連合会ハ印度一般ノ同情ヲ失フニ至ルヘシト論シ当地「ヘラルド」ハ長文ノ寄書ヲ掲ケタルカ其要点ハ二年前ヨリ「マンチエスタ」商業會議所カ從來ノ態度ヲ約変シ俄ニ印度綿業ノ発達ヲ希望スルカ如キ態度ヲ執ルニ至リタルハ日本カ支那及印度ニ於テ通商上英国ヲ凌駕セルヲ猜ミ印度綿業者ヲ操リ印度市場ヨリ日本品ヲ駆逐シ同時ニ日印間ノ葛藤ヲ醸成セント欲スルモノナリ如何ナル形式タルヲ問ハス日本ノミヲ區別セントスルハ其実英国品ニ特惠ヲ与ヘントスルモノナルヲ以テ真ニ印度ヲ思フ印人ハ激烈ニ反対スルヲ要ス況ンヤ印度ノ自由ト亜細亞ノ団結ヲ標榜スル印度政治家ニ於テヤヤ云々ト言フニ在リ

241 昭和2年5月27日

在カルカタ朝岡(健)総領事より
田中外務大臣宛(電報)

本邦婦人労働者の夜間労働に対するインド
商務大臣の対日批判

(欄外記入)

帝國政府ノ声明トアルハ何等ノ誤解ナルヘシ女子ノ夜業禁止ハ一九二九年七月一日ヨリ実施右ニ関シ回電済

242 昭和2年6月4日

在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

本邦婦人夜間労働問題、インド綿布保護問題
に関するインド商務大臣との会見

シムラ 6月4日後発
本省 6月5日後着

第五五号(至急)

往電第四八号ニ関シ

貴電第一五号並ニ玉垣トノ協議ニ基キ本四日商務大臣ヲ往訪シ帝國政府ハ右往電記載ノ婦人夜業禁止ノ実行ハ勿論其ノ他本邦労働状態改善ノ為輓近各種法規ヲ制定シ且其ノ励行ニ努メツツアル次第ヲ詳述シ且右労働状態ノ改善ハ独リ政府ノミ腐心シ居レルモノニ非ス当業者モ自ラ進テ之ヲ実行シ居ルコト過日説明ノ通ナリ斯克本邦官民ハ此ノ点ニ付協力一致シ専心其ノ目的ノ達成ニ努メツツアレハ印度政府

トシテハ充分安心セラレタシ就テハ過般来屢々繰返ヘサルル通印度政府ハ日印国交ヲ充分顧念セラレ日印貿易ニ有害ナル結果ヲ生スヘキ措置ハ万々執ラレサルコトト確信スルモ世上幾多ノ風説アル為本邦当業者ノミナラス実ハ帝国政府モ尚未タ鮮カラス憂慮シツツアリ例ヘハ或ル風説ニ依レハ三十番手以下ノ綿糸布ニ付輸入税増率ノ計画アリトノ事ニテ右ハ勿論風説ニ過キスト思考スルモ仮ニ之ニ類似ノ措置ニシテ講セラルルカ如キコトアラハ本邦品ノ約三割三分ハ其ノ影響ヲ受クヘキニ依リ吾人トシテ之ヲ輕視スルヲ得ス加フルニ其ノ他ノ主要国ヨリノ同種輸入品ノ蒙ル影響ハ此ノ場合印度官憲及ヒ印度当業者ノ意見ニ依ルモ僅ニ一割内外ナルヘキヲ以テ實際上本邦品ハ他国品ニ比シ特ニ甚大ナル打撃ヲ蒙ルヘシ從テ斯ノ如キ事アラハ自然本邦官民ニ対シ面白カラサル感触ヲ与フヘキコト疑フ容レサル処ナリ⁽²⁾且又印度統計ヲ充分研究セハ明白ナル通近年此種本邦品ハ漸次印度土産品ノ競争ノ為印度市場ヨリ駆逐セラレツアリ特ニ消費税撤廃後ハ其傾向著ルシキヲ以テ茲数年内ニハ此種本邦品ハ印度土産品ニ対シ重大ナル競争者タラサルヘ

インド関税調査委員会報告書およびこれに対するインド政府の決定概要

別電 昭和二年六月七日付在カルカタ朝岡総領事より

り田中外務大臣宛第五七号
インド政府の決定内容

付記 昭和二年六月七日付在ボンベイ玉木領事より

田中外務大臣宛電報第六六号
インド関税委員会報告書の概要

シムラ 6月6日後発
本省 6月7日前着

第五六号 (大至急)

往電第五五号後段二関シ

本六日商務大臣ヨリ関税調査委員会報告書並ニ之ニ対スル印度政府決定写内密手交ヲ受ケタルニ付不取敢右決定概要(但シ殆ト全文) 別電第五七号並ニ第五八号ノ通電報ス報告書概要ハ追電ス可ク又是等原文ハ至急郵送ス尚前記別電ノ要点ハ別電第五九号ナリ^(省略)
英、「カルカッタ」、孟買へ転電セリ

(別電)

キニ至ルヘシ

事態斯ノ如クナルヲ以テ此際直ニ何等カノ方策ヲ講スル代リニ茲数年間各種事態ヲ篤ト考察シ徐々方策ヲ樹ツル事最賢明ナルヘク徒ラニ今日何等カノ方策ヲ講シ不必要不利益ナル印象ヲ本邦側ニ与ヘラレザラン事ヲ切望スト述ヘタル処商務大臣ハ委細承知セルニ依リ本官ノ説明ハ早速総督閣下ニ伝達スヘキカ先般繰返シ申進メタル通印度政府ハ決シテ直接ハ勿論間接ニモ本邦利益ヲ阻害スルカ如キ処置ヲ採ラサルヘキニ付充分安心セラレタシ尚発表ハ七日ノ予定故六日午前ニハ必ス本官ニ内報スヘシ自分トシテ唯今内報シタキモ實際ノ処未タ本国政府ノ正式承認接到セサルニ付遺憾ナカラ明後日迄待ラタシト答ヘタリ

在英大使、孟買、甲谷陀ニ転電セリ

編注 発電地がシムラとあるのは、インド政府がシムラに避暑のため移転し、これに依りて在カルカタ総領事も同地に駐在することによる。

243 昭和2年6月6日 在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

シムラ 6月7日前発
本省 6月7日後着

第五七号 (大至急)

第一、関税調査委員会ハ先ツ本件自体ヲ考究シテ曰ク斯業現在ノ不況ハ必スシモ印度特有ノモノニ非ス尤モ印度国内ニ於テハ孟買ニ於ケル不況特ニ著シキ処ノカ現状ノ一部ハ印度当業者自身ノ責任ニ帰スヘキモノニシテ他ノ一部ハ孟買以外ノ印度他地方ヨリノ競争並ニ日本ヨリノ競争ニ帰スヘキモノナリ而シテ印度他地方ヨリノ競争ハ主トシテ之等地方ノ有スル自然的利益(労銀低廉市場近接等)ノ結果ニシテ其ノ程度ハ決シテ外国ヨリノ競争ニ讓ルモノニ非ス次ニ外国ヨリノ競争トハ實際上単ニ一國ヨリノ競争ヲ意味シ即チ英国品ノ輸入数量並ニ其ノ価額ニ付テハ孟買当業者モ別段論議セス又日本以外ノ外国ヨリノ輸入カ印度ニ与フル不利益ノ程度ハ戦前ト別段異ルモノニ非ス然ルニ日本ヨリノ競争ハ綿糸布執レノ工業ニ対シテモ甚大ニシテ其ノ原因ハ日本国内ニ於ケル労働状態ノ不良ニ基クモノナリ從テ孟買当業者ハ之ニ対スル政府ノ保護ヲ切望シツツアリ而シテ其ノ不良ナル状態ト言フ

ハ主トシテ婦人夜業ヲ許可スル結果「ダブル・シフト」ヲ行ヒ得ル点ニシテ日本当業者カ現在之ニ依リ受ケツツアル利益ハ綿糸布共約五歩ニシテ之ニ資本ノ償却ヲ考慮ニ入ルルトキハ綿糸ハ一割、綿布ハ一割二歩五厘ノ利益アル勘定ニシテ日本当業者ハ改正工場法カ完全ニ実施セラルル一九二九年七月一日迄此ノ利益ヲ享有シ得ルモノナリ

第二⁽²⁾、右考究ノ結果工業夫レ自身ノ改善ニ関スル幾多勸奨ヲナスト共ニ委員会ハ次ノ勸奨ヲナセリ

(一) 政府補助ノ下ニ孟買ニ漂白、染色及捺染ノ共同設備ヲ設立スルコト

(二) 三十二番手並ニ夫レ以上ノ綿糸製造ニ対シ一封度ニ付一「アンナ」又ハ之ニ該当スル奨励金ヲ向フ四ヶ年間交付スルコト而シテ右奨励金ニ要スル経費ハ毎年三九「ラックス」(十萬ニ対スル印度ノ単位)成ルヘキコト

(三) 綿布輸入税ヲ向フ三ヶ年間一割一分ヨリ一割五分(十「パーセント」ヨリ十五「パーセント」)ト為スコト(右増税ノ目的ハ一ニハ前記奨励金ニ要スル補填ノ

増率ハ固ヨリ其ノ必要ヲ認メス

(四) 政府ハ日本改正工場法カ完全ニ実施セラルル迄ハ綿糸布ヲ通シ四歩ノ利益本邦側ニアリトノ委員会意見ニ同意スルモ委員会ハ「ダブル・シフト」カ本邦ニ於テ weaving mills ニハ実施セラレ居ラサルヲ承認シナカラ計算ニ際シ之ニ基ク控除ヲナササルハ妥当ナラスト指摘シ綿布ニ関スル利益ハ一割二歩五厘ニ非スシテ一割ナリト注意シ次ニ仮ニ資本関係ヲ顧慮スルモ日本ノ利益ハ現行綿布輸入税タル一割一步ニテ充分「カバ」セラルルニ付之ニ対シ更ニ増率ヲナスコトハ承認スル能ハス

綿糸税ハ現在五歩ニ過キササル結果日本ノ利益ヲ「カバ」スルニ充分ナラサルコト明カナルモ之ニ対スル増率ハ印度国内手織業者ニ不利益ヲ与フヘキニ依リ之亦承認スルヲ得ス

(五) 次ニ第二ノ(四)ニ関シ政府ハ曩ニ議會ノ協賛ヲ得タル印度国内工業保護ノ方針ニ基キ財政ノ許ス限リ不況ナル工業ニ使用セラルル物品ニ付特別ノ考慮ヲ払フヲ辞セサルト共ニ一工業ニ対スル関税上ノ手續以上ノ取扱ヲ

為ナルモニハ日本ノ競争力減殺ノ為ナリ但シ綿糸ノ輸入税ニ付増率ヲ為ササルハ平織リ工業ヲ阻害セサルヲ含ミ一切ノ本邦綿製品ニ対シ本増税ヲ為サント主張セリ)

(四) 向フ三ヶ年間不取敢 cotton textile machinery 並ニ一定ノ mill stores ノ輸入税ヲ免除スヘク其後二就テハ其ノ時ニ至リ更ニ改メテ考慮スヘキコト又此ノ免除ニ依リ生スル関税収入ノ減額ハ年五〇「ラックス」ナルヘキコト

第三⁽³⁾、右委員会ノ勸奨ニ対シ印度政府ハ慎重考慮ノ結果左ノ通決定セリ

(一) 政府ハ委員会議長ト同様孟買紡績業ノ如キ創立後既ニ相当ノ年月ヲ経タル工業ニ対シ今更一般納税者ヲ犠牲トシ其ノ利益ヲ保護スヘキモノニ非スト思考スルニ付前記第二ノ(二)ノ奨励金下付ヲ否認ス

(二) 前記第二ノ(一)合同設備ニ付テハ政府ハ地方官庁並ニ孟買其ノ他ノ当業者ノ意見ヲ徴シタル上ニ非サレハ意見ヲ述フルヲ得ス

(三) 右第三ノ(一)ノ関係モアリ綿布ニ対スル輸入税ノ一般の

他工業ノ右取扱ト異ニスルヲ欲セサルニ依リ委員会勸奨通り cotton textile machinery 並ニ mill stores ニ対シ向フ三ヶ年間ヲ限り関税免除ヲナサントス即チ政府ハ来ルヘキ印度議會ニ法律案ヲ提出シ本年十月一日ヨリ別電第五八号(一)ノ各品ニ対スル輸入税ヲ全廢セントス而シテ右全廢ノ結果一九二七會計年度ニ於テ四五「ラックス」又向フ一ヶ年間ニハ八五「ラックス」ノ関税収入減少ヲ見ルヘシ

(六) 其他ノ委員会勸奨事項ニ付テハ目下考慮中ナリ
孟買、甲谷陀、在英大使へ通知済ミ

(付記)

ボンベイ 6月7日後發
本省 6月8日前着

第六六号

(1) 八日第二関税調査委員会報告書發表セラル其要領左ノ通
印度綿業ノ不振ハ孟買ニ於テ特ニ甚シキヲ発見セルカ右ハ(一)紡績業者ノ経営宜シカラサルコト(二)日本ノ競争(三)孟買以外ノ綿業地ノ競争ニ原因スルモノニシテ英国ノ競争ハ何等

影響ヲ与フルモノト認メス右三原因中日本ヨリノ競争ハ綿糸布共ニ最著シキ打撃ヲ与フルモノニシテ同国ノ競争力劣等ナル労働条件ニ依リ援助セラルル限リ調査会ハ印度同業ニ保護ヲ与フル必要ヲ認ムルモノナルモ右保護ノ性質及範圍ノ点ニ付委員間ノ意見一致セス多數人及少数ノ二ノ勧告ヲ作成セリ多數勧告ハ二名ノ印度人ノ主張セルモノニシテ三十二番手以上ノ綿糸製産ニ対シ一付度ニ付「アンナ」又ハ其相当額ノ補助金ヲ与フルコトトシ右補助金所要金額三百九十万「ルピー」ノ大部分ハ綿布現行輸入税一割一分ヲ今後三年間一般の二割五分ニ増税スルコトニ依リ財政上ノ不足ヲ填補スヘシト勧告セリ

少数勧告ハ英国人タル委員長一名ノ主張セルモノニシテ前記一般の増税ニ反対シ日本ヨリ輸入セラルル一切ノ綿製品（綿糸ヲ含ム）ニ対シ今後三年間四分ノ追加税（aditional duty）ヲ課シナルヘク速ニ之ヲ実施スヘシト勧告セリ次ニ調査会ハ印度同業ノ能率増進製産費節約ヲ計ル上ニ必要ナル同業内部ノ組織改善ニ付種々ノ方策ヲ勧告シ且紡績機械及或種ノ「ミル・ストア」ニ対スル輸入税ノ免除ヲ勧告セルモ孟買及 Ahmedabad 同業ノ要求セルカ如キ高

ルニ印度政府ハ補助金及輸入税ニ関スル限リ多数及少数孰レノ勧告ヲモ容認スルヲ得ス

(三)紡績機械及「ミル・ストア」ノ輸入税ハ三年間之ヲ廃スル為必要ナル法律案ヲ次期議會ニ提出シ十月一日ヨリ実施スル考ナリ

(四)前記以外ノ調査ノ勧告（孟買ニ漂白、染色及捺染工場設立ニ必要ナル政府ノ援助並ニ「バスラ」、「モムバサ」ニ商務官ノ任命等ヲ含ム）ニ対シテハ目下考慮中ナリ
 (ニ)シムラ」ト重複スヘキモ重要問題ナルニ鑑ミ正確ヲ期スル為電報ス

244 昭和2年6月7日

在カルカッタ朝岡総領事より
 田中外務大臣宛（電報）

本邦婦人夜間労働禁止等に関する資料送付方

要請

シムラ 6月7日後発
 本省 6月8日前着

第六一号

(一)往電第五六号以下ニ於テ御承知ノ通印度政府ハ商務大臣

率ノ保護税及棉花輸出税ノ賦課等ニハ反対セリ
 右調査会ノ勧告ニ対シ印度政府ハ左ノ通声明セリ

(一)多數報告タル綿糸ニ対スル補助金許与ノ勧告ハ之ヲ容認スル事ヲ得ス蓋シ紡績業ノ如キ永年ノ経験ヲ有スル産業ニ対シ一般納税者ヲ犠牲トスル補助金ヲ与ヘ高番手ノ綿糸製造ヲ奨励スルノ必要無シト認ムレハナリ從テ右財源トシテ勧告セル綿布ニ対スル一般の輸入税増加ノ勧告モ亦容認スルヲ得ス

(二)日本ノ改正工場法カ実施セラルルニ至ル迄ハ日本紡績工場ハ印度工場ニ比シ綿糸及綿製品トモニ平均四分ノ有利ノ地位ニ在リトスル調査会ノ意見ハ政府ニ於テモ之ヲ認ムルモ日本カ綿布製造ニ付印度ニ比シ全体トシテ一割二分五厘ノ有利ノ地位ニ在リトスル報告ハ一部分誤算ニ基因スルモノナルヘク政府ハ之ヲ以テ一割ト認ム此一割ノ有利ノ地位ハ既ニ現行一割一分ノ輸入税ニ依リ相殺セラレ居ルモノナルヲ以テ日本ヨリ輸入セラルル綿布ニ対シ更ニ追加税ヲ課スヘシトスル少数報告ノ勧告ハ是認セラレス (not justified) 又日本綿糸ニ対スル増税ハ印度ニ於ケル手織業ニ影響スルヲ以テ之亦容認スルヲ得ス要ス

カ予テ本官ニ内話セル如ク日印国交ヲ顧念シ随分思切ツテ第二関稅調査委員會ノ勸奨事項ヲ踏付ケタル決定ヲ為シ大体ニ於テ我方トシテ余リ不平カマシキ事ヲ申出ツル必要モ無キ状態ナルカ之カ為メ同政府ハ今夏ノ議會ニ於テハ現決定維持上相当ノ奮闘ヲ余儀無クセラルル事ト思考セララルルニ付本邦側ヨリ右奮闘ニ必要ナル材料ヲ出来得ル限リ多く同政府ニ供給スル事得策カト思考ス就テハ目下尠クモ表面上ノ主要論カ本邦労働状態ニアルニ鑑ミ之カ改善ニ付本邦官民ノ努力ヲ詳報ス可キ材料ヲ始メ其他御気付ノ材料可成多數且至急御送付相願度ク尚右二関連シ本邦関係法規類ハ「オーセンチック」ナル英訳文至急御作成ノ上御送付相成度ク是等ハ総テ今夏ノ印度議會ノ關係上出来得ル限リ七月中旬迄ニ到達スル様御取計ヲ請フ

(二)尚前記ノ通大体印度政府ノ態度ハ頗ル友好的ナルニ依リ且本件決定ニ付テハ曩ニ報告ノ通英本国政府トモ打合セタル事故今後右態度ヲ保持セシムル為此際英大使ヨリ正式ニ英政府ヲ通シ一応ノ謝意ト将来ノ希望トヲ述ヘ置カレ同時ニ本官ヨリモ又非公式ニ商務大臣ヲ通シ印度總督

ニ同様ノ申入レヲ為ス事本件将来ノ為ノミナラス其他ノ
關係ニ於テモ得策カト思考ス僭越乍ラ右申ス

(三)印度政府ト委員会及当業者トノ關係ニ鑑ミ今夏印度議會
前ニ於テハ本邦側トシテ相当努力ノ必要アル可ク自然特
ニ当館館務増加ス可キ処往電第三〇号稟請ノ通當館ノ現
狀ハ如何ナル点ヨリ觀ルモ著シク手不足ナルニ付此際至
急増員ノ御詮議相成度シ

245 昭和2年6月(9)日

在英國大使館松山商務書記官より
田中外務大臣宛(電報)

インドの対日措置に対するランカシャー綿業者
の支持表明について

ロンドン

発

本省 6月9日前着

第六三号

昨日発表セラレタル印度関稅調査會勧告及印度政府ノ拒否
決定ニ対シ「ランカシャー」綿業者ハ右勧告中綿製品輸入税
ヲ一割五分ニ引揚ケ之ニ財源ヲ求メ印度産細糸ニ奨励金ヲ
下付ス可シトノ要求ハ仮令日本品輸入排斥ヲ主タル目的ト

第七一号

ボンベイ 6月10日前発
本省 6月11日前着

孟買紡績連合會ハ政府ノ決定ニ激怒シ之ヲ覆シ調査會ノ多
数少数孰レカノ勧告ヲ容認セシムルノ手段考究ノ為協議中
ナルカ今日迄ニ外部ニ漏レタル処ヲ総合スルニ(一)目下滯英
中ノ Sir Wadia 其他ノ印度有力者ヲシテ英國政府及「ラ
ンカシャー」同業者ヲ極力説服セシム(二)委員ヲ設ケ印度總督
ニ直接陳情セシメ(三)全国的ノ政府決定反對運動ヲ起シ目的
貫徹ヲ期スル為先年消費稅廢止運動ノ際利用セルト同一筆
法ニ依リ勞銀ノ引下ケヲ仄カシ場合ニ依リテハ右引下ケヲ
実行シ之ニ依リ「ストライキ」ヲ醸成シ同業ヲ一時混乱状
態ニ陥レ政府ト雖モ余儀無ク調査會勧告ヲ容認セサル可カ
ラサル事態ヲ現出セシメントスル方策ニ出テントスルモノ
ノ如キモ孟買以外ノ印度輿論ハ政府ノ決定ヲ以テ妥當ト認
ムルモノ多ク且ツ孟買ニ於テモ紡績業以外ノ輿論ハ往電第
六八号ノ如ク排日新聞ヲ除キテハ唯政府ニ対シ反感ヲ懷ク
ノミニテ決定其モノニ反對スルモノ少ナキヲ以テ既ニ決定
聲明セラレタル今日之ヲ覆ス事ハ「ルピー」比率問題同様

スルモ「ランカシャー」品ノ被ル影響又僅少ナラサルヲ以テ
之カ拒否セラレタルハ英國品ノ有利トスル処ナリトシ又古
來該輸入稅撤廢ハ其現在率低率ナルヲ以テ直接綿製品ニ影
響スル処無ク却テ英國機械業者ハ印度注文増加ヲ予期シ得
可キ好結果アリトシ一般ニ印度政府ノ措置ヲ歓迎ス昨日関
係団体代表者ハ「マンチエスター」商業會議所ニ會合本問
題ハ印度自体ノ問題ニシテ英國ニハ特ニ關係無キモ印度政
府今回ノ措置ハ英國斯業者ニ採リ甚タ満足ナルモノナリト
ノ意ヲ發表セリ

246 昭和2年6月10日

在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド政府の対日措置に対するボンベイ紡績
連合会の反対運動について

付記

昭和二年六月一日付在ボンベイ玉木領事よ

り田中外務大臣宛電報第七二号

インド政府の対日措置に対するボンベイ紡績
連合会の反対運動続報

成功覚東ナカル可シト觀測セラレ
「カルカッタ」へ転電セリ

(付記)

ボンベイ 6月11日後発
本省 6月11日後着

第七二号(往電第七一号続)

但シ少数勧告タル日本品排斥案ハ将来何時カ英國品特惠案
ニ変更セラレ容認セラルル虞アルニ付本邦トシテハ油断ナ
リ難ク今後ニ於テモ警戒ヲ要スト思考ス其ノ理由ハ(一)政府
ノ「マウスピース」トモ成サルル委員長ノ主張セル右少数
勧告説明中日本品ノミノ排斥ニ伴フ日印通商条約廢棄ノ困
難ナル問題ヲ惹起セシメサルト同時ニ不正競争ニ対シ印度
同業ヲ保護スル為メニハ英帝國ヲ除ク一切ノ外国綿製品ニ
対シ追加稅ヲ課ス可シト指摘シタルモ他ノ委員ハ之ヲ以テ
英國品特惠制ナリトシスル商業政策ニ関スル問題ハ吾等ノ
取扱フ範圍ニ非ストテ反對セリ自分(委員長)モ之レニハ
同感ナルモ(中略)日本以外ノ外国輸入品ハ極メテ少量ニ
過キサルヲ以テ之ニ付追加稅ヲ課スルモ影響スル処又極メ

テ少キコトヲ指摘セリトテ暗ニ鋼鉄関税同様ノ特惠制カ最モ実行シ易キ事ヲ仄カシアリ(一)英國政府及「ランカシヤ」ノ特惠希望ハ多言ヲ要セサル処ナルヲ以テ孟買側ニ於テ窮境ノ極議會有力者ヲ引入レ「特惠制ニテモ可ナリ保護ヲ与ヘヨ」トスル運動ヲ起スニ至ルカ如キ事アルニ於テハ政府側ニ於テハ渡リニ船ト其機會ニ乗セントスルハ勿論ナレハナリ

247 昭和2年6月16日

在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インドの対日批判を鎮静化するため日本の鉄鉄輸入関税の据え置き方意見書

付記

昭和二年六月二十五日付田中外務大臣より在カルカタ(シムラ滞在中)朝岡総領事宛通一機密第二五号

鉄鉄輸入関税引上げ問題に関する考え方

シムラ 6月16日後発
本省 6月17日前着

第七〇号

努ムヘキ所存ナルモ之ト共ニ機密第七八号拙信ヲ以テ意見書上申ノ通印度鉄鉄ノ本邦(脱)ハ夫自体ノ問題トシテモ本邦鉄鉄製造業者以外ノ国民全般ニ対シ頗ル有利ナルモノナルニ依リ帝國政府トシテハ印度ニ於ケル孟買紡績業者ト同様ノ地位ニアル本邦鉄鉄業者ノ我田引水又ハ我利ノ議論ヲ断然排除セラレ此点ニ付一方我國民ヲ利スルト共ニ他方「ベンゴール」側ニ十分ノ安心ヲ与ヘシメラルル意味ニ於テ本邦鉄鉄輸入関税ハ客春一般関税率改正ノ際ト同一御趣旨ニテ将来モ当分ハ現行率ノ引上ケヲナササル事ニ政府御方針ヲ御確定相成遅クモ七月末頃迄ニ適當ノ形式ニテ右ノ次第ヲ「ベンゴール」関係者ニ諒得セシムル様御措置仰キ度左スレハ本邦貿易上ノ重大問題対印綿糸布輸出問題解決上鮮カラス効果アルヘキカト存セラル孟買当業者カ今回ノ政府決定ニ対シ著シキ不満ヲ懷キ近ク大々的反対運動ヲ開始シ今夏ノ議會ニ於テ政府決定ヲ覆ヘサント画策シツツアル形勢ニ鑑ミ僭越ナカラ卑見上申ス尚往電第六八号ニ関シ印度総督ハ商務大臣ヲ通シ本官ニ対シ閣下ノ御好意ヲ謝シ今後共日印国交増進ニ努ムヘキ旨閣下ヘ伝達方申出テラレタリ

綿糸布問題ニ関スル印度政府今回ノ決定並ニ之ニ対スル反響等ハ本官並ニ在孟買領事累次ノ報告ニ依リ御承知ノ通ニシテ孟買当業者以外ノ印度各地輿論ハ大体政府ノ決定ヲ首肯スルモノノ如クナルモ去リトテ進ンテ之ヲ支持セス目下ノ所形勢觀望ノ態度ナルカ「ベンゴール」方面ノミハ既ニ進ンテ政府決定ヲ支持シ之ニ反対スル孟買当業者ニ対シ非難ノ声ヲ揚ケツツアル処右ハ主トシテ同方面カ鉄鉄其他ニ於テ我国ト特殊ノ関係ヲ有スル為ナル事今更申迄モ無キ事ナリ而シテ支那市場カ目下混乱ノ状態ニアルノミナラス阿弗利加及ヒ西南亞細亞諸地方ニ対スル新販路未タ確立セサル現状ニ於テ対印輸出綿糸布ハ本邦輸出貿易ノ大宗ナルニ依リ右特殊關係ハ将来共我方トシテ十分利用スルノ必要アルカト存セラル依テ本官トシテハ往電第三四号ヲ以テ曩ニ報告ノ通過般本邦鉄鉄業者ノ来印ノ際執リタル不穩当ナル行動ノ結果一時「ベンゴール」人士ニ与ヘタル悪印象ノ一掃ニ努メタルノミナラス今後共同方面鉄鉄業関係者(其内ニハ「ベンゴール」方面官民中最モ有力ナル「サー・ラジエンドラ・ムカジ」ヲ含ム)トハ特ニ十分ノ接触ヲ保チ綿糸布關係ニ付彼等ヲシテ吾ニ有利ナル行動ヲ執ラシムル様

甲谷陀、孟買へ暗送セリ

(付記)

通一機密第二五号

昭和二年六月二十五日

外務大臣男爵 田中 義一

在カルカタ総領事 朝岡 健殿

印度ニ於ケル綿糸布回復問題ニ関スル件

本件ニ関シ貴電第七〇号ヲ以テ御申越ノ趣了承本邦ニ於ケル鉄鉄関税引上運動ノ阻止カ印度ニ於ケル綿糸布問題解決上尠カラサル効果アルヘシトノ御意見ハ至極尤ノ儀ト存セラレ当省トシテモ慎重考慮致シ居ル次第ニ有之近ク開催セラルヘキ関税率調査委員會ニ鉄鉄関税引上ノ件提議セラルルニ於テハ当省トシテハ大体客年同様引上反対ノ態度ヲ執ル所存ナルモ御承知ノ通鉄鉄関税引上運動ハ相当峻烈ナルニモ顧ミ右関税調査会ノ開会ヲ俟タス今直チニ本件ニ対スル政府方針ヲ決定スルコトハ困難ニ付右御含ノ上適宜対策御講究相成度シ尤モ向後本件ニ関シ急迫ノ事情突発シ鉄鉄関税ニ対スル政府ノ方針ヲ表明スルニアラサレハ印度政府

ノ態度ニ変更ヲ来スカ如キ惧アル場合ハ更ニ考慮ノ必要アルヤニモ思考セラルルニ付向後本件成行ニ注意シ隨時形勢御報告相成様致度此段申進ス
本信写送付先 孟買、「カルカッタ」

248 昭和2年6月29日

在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド商務大臣と紡績業界代表との会見について

ボンベイ 6月29日後発
本省 6月29日後着

第七七号

綿業問題ニ関スル政府ノ決定釈明ノ為当地ニ出張中ノ商務大臣ハ二十七日及二十八日両日ニ亘リ紡績業代表ト会見セラルカ其顛末ハ一切秘密トシ公表セサル誓約ノ下ニ行ハレタルモノナルモ右秘密会ニ出席セル一代表者カ其昵懇者ニ漏シタル処トシテ伝ヘラルル処ニ依レハ紡績側カ主張シタル要点ハ同業ノ求ムル処ハ日本ノ不正競争ニ対抗スルニ足ル保護ニアリ政府ハ現行関税一割一分ニテ充分ナリト声明セ

クヘキハ想像ニ難カラス本邦トシテハ印度政府今回ノ決定ハ特恵ヘノ予定ノ本筋ヲ辿リツツアルモノニシテ仮ニ輿論ヲ惧レ過渡ノ手段トシテ鋼鉄ノ特恵制採用前ノ例ニ倣ヒ一般の増税ヲ行フ事アリトスルモ右ハ一時的ニシテ畢竟特恵制ノ実現スヘキモノト見做シ之ニ備フルヲ要スト思考スル処御承知ノ如ク特恵制ニシテ愈實現スルニ於テハ正面ヨリ抗議スルモ何等効果ナキハ前例ノ示ス所ナルヲ以テ成功ト否トハ別トシテ事前ニ之ヲ阻止スル策ヲ講スル事肝要ニシテ此点ニ付テハ予メ本省ニ於テ大局上ヨリ御考究置キテ請ヒ差当リノ策トシテ幸ヒ印度人系新聞ハ日本ニ同情ヲ有シ我方ノ言ハント欲スル事ヲ屢発表シ呉レ居ルヲ以テ此際我方トシテハ可成沈黙ヲ守リ印人ノ反感ヲ煽ルカ如キ陳述又ハ意見ヲ発表セサル様致度尚印人系新聞ハ前記秘密会見ヲ快シトセス中ニモ「ヘラルド」ハ孟買紡績カ曩ニハ本件ヲ以テ印度全体ノ問題ナリトシ愛國ノ美名ヲ看板トシ国民ヲ煽動シ置キ乍ラ商務大臣トノ会見内容ハ極秘トシ国民ニ知ラシメス一般消費者ヲ犠牲トシ且我友邦日本ヲ排斥シ「ラシカシヤ」ト同盟シ特恵制ヲ樹立セントスルハ不都合ナリ特恵制ニ関スル如何ナル陰謀モ印度一般ノ猛烈ナル反対ア

ルカ綿業調査会ハ現行関税ノ存在ヲ承知ノ上勸告セルモノナルヤ又ハ其存在ヲ忘レ勸告セルモノナルヤ此ノ点再調査アリタク其結果現行関税ノ存在ヲ承知ノ上勸告セルモノトスレハ政府ノ決定ハ理由ヲ失フヲ以テ之ヲ撤廃シ勸告ニ從ヒ保護ヲ与ヘラレ度ク成ルヘク多数勸告ニ依ル保護ヲ希望スルモ不可能ナラハ少数勸告ヲ基礎トスル保護ニテモ可ナリ此ノ場合日本ノミヲ區別スルコト実行上差支アルニ於テハ政府ニ於テ適當ト認ムル手段ヲ案出セラレタシト云フニアリ右ニ対シ商務大臣ハ政府ニ於テモ二交代制及労働条件ニ関スル限り日本ノ不正競争ヲ認メ居ルコト声明書ノ通ナルモ調査官カ現行関税ヲ承知ノ上勸告セルヤ否ヤノ再調査要求ニ対シテハ何等「コミット」スル能ハス紡績側ノ主張及政府ニ対スル感情等ハ総督及閣僚ニ報告シ充分審議考量スヘク又曩ニ提出セル陳情書ニ対シテハ追テ回答スヘキ旨述ヘタル由ナリ

(以下機密)

調査会カ日本不正競争ノ存在ヲ認メタル事ハ政府ニ取り好都合ニシテ調査ノ目的ハ此一事ニ依リ達セルモノト言フヘク今後ハ之ヲ口実ニスル孟買側ノ運動ヲ利用シ特恵制ニ導

ルヘキヲ記憶セヨト警告セリ
「シムラ」、「カルカッタ」へ転電セリ

249 昭和2年7月8日

在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

日印間経済問題調整に関する意見具申

シムラ 7月8日前発
本省 7月8日後着

第七六号

往電第六五号ニ関シ

本件ニ関スル卑見ハ既ニ往電第六一号(一)第六四号第七〇号及第七一号ヲ以テ隨時電稟ノ通ナルカ之等ヲ綜合敷衍スレハ左ノ通
甲 勸奨事項及政府決定ニ付テハ

(一) 関税以外

此種勸奨事項相当多数アルモ我方トシテ直接彼此言フヘキ筋合ノモノニ非ス只其内或ルモノハ将来実行セラルヘク其結果トシテ孟買紡績業ノ製品ハ漸次向上ノ傾向ヲ有スヘキニ依リ我方トシテモ今後益々品質番手ノ向上ヲ計

ルト共ニ前記第六四号ノ通新市場ノ開拓ニ努力セサルヘカラス

(二) 関税関係

印度政府ハ今回幸ヒ委員会多数意見(一) 一般的関税引上モ少数意見(本邦品関税引上) モ共ニ排斥セリ勿論右ハ諸般ノ関係考察ノ結果ノミナラス政府威信ノ関係モアレハ将来トシテミスミス其変更ハ為ササルヘキモ印国内ニ相当勢力アル孟買紡績業者ノ躍起運動激烈トナレハ必スシモ今日ノ態度ヲ保持スルトハ限ラス其場合

(イ) 一般的関税ノ引上ハ直ニ「マンチェスター」ノ利益ニ影響スヘキヲ以テ同政府トシテハ一時又ハ過渡的手段トシテハ兎モ角先ツ其実行ヲ為ササルヘシ

(ロ) 其結果起リ得ヘキ関税ノ引上ハ本邦品ノミノ引上カ又ハ特惠税率ノ実行ナルヘキモ対日関係ヲ殆ト無視セサル限り赤裸々ナル前者ノ採用ヲ為ササルヘク結局後者ヲ断行スルノ外ナカルヘシ勿論之トテモ対日関係ヲ考慮セハ其実行容易ナラサルヘキモ絶体絶命ノ場合ニハ此ノ方向ニ出ツヘシ依テ我方ハ之ニ対シ充分ノ用意必要ナルカ此ノ場合印度側攻撃ノ中心点タル我紡績業ノ

乙⁽³⁾

関税ノ改正ヲ為スハ徒ラニ日英、日印ノ国交ニ累ヲ及ホスノミナラス最近世界ノ大勢タル通商公平待遇ノ趣旨ニモ反スルモノナルヘシト説クノ外ナシト思考ス

本件処理ニ関シ付言シタキ点左ノ通

(一) 目下ノ事態ニ付テハ印度政府ニ本官ヨリ材料供給及事態説明ヲナス以外「チャレンジ」的ナル発表又ハ陳情ハ我朝野共差控フルヲ有利ト認ム尤モ真逆ノ場合泥棒繩トナラサル為メ予メ此際当業者ニ御下命ノ上我方從來ノ主張並ニ今後言ハントスル処ヲ簡明「アップ・ツウ・デイト」且ツ「コンピンシング」ニ表ハス対印政府又ハ対印度抗議様ノ陳情又ハ発表ヲ作製セシメラレ当方ニ至急御送致ヲ請フ

(二) 玉垣ヨリ本部ニ対シ此際我方ニ好意アル印度新聞紙ニ財的援助ヲ与ヘタシト打電セル趣ナルカ右同出張員限リノ措置トシテハ別段差支無キ事ト思考ス

(三) 以上各点ニ付御異存無クハ今後当地ニ於テモ右ノ趣旨ニテ行動致度シ

孟買へ暗送セリ

労働条件ニ付弁明シ我国ニ行ハルル二部操業ハ印度ノ

観察スル程有利ナルモノニアラスト主張セントセハ勢ヒ我生産費内(脱) 公開ノ危険アルト共ニ現ニ印度ニ行ハルル二部操業スラ印度側主張ノ如ク約一割ノ利益アリトノコト故此ノ場合右ノ如キ危険ヲ避ケ而モ「コンピンシング」ノ材料ニテ我ニ部操業ノ利益ハ一割ニ達セサルコト自然現行税率トノ開キ印度政府ノ述フルヨリモ更ニ大ナルコトヲ主張スルハ困難ト思考ス

此ニ付若シ幸ヒニ適當ノ弁明法アレハ勿論最有効ナルニ付内地当業者ニ御諮問ノ上特ニ御研究ヲ願ヒ度シ

(ロ) 若シ前記(イ)ノ件ニ付適當ノ弁明方法ナクハ寧ろ余リ本問題ニハ触レス只我朝野カ最近法規上實際上専心努力セル労働条件改善ノ状態ヲ出来得ル限り最近完全且「コンピンシング」ノ資料ニテ印度政府ニ説明スルト共ニ事態斯ノ如クナレハ近キ将来ニ日本ノ特殊状態ハ除去セラルヘク且日本品ハ年々高級品ニ移リツツアル為将来印度品ノ向上ヲ見ルモ尚日印間ノ競争ハ年ト共ニ減少スヘキ傾向ニアルヲ以テ此短期ノ異常事態ヲ目標トシテ實際上殊ニ本邦品ニ不利ナル結果トナルヘキ

250

昭和2年8月16日

在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド政府の綿業保護政策発表ならびに日本への影響について

ボンベイ 8月16日前発
本省 8月16日後着

第九五号

十五日印度政府ハ「コンミュニケ」ヲ以テ綿業保護ニ付左ノ如ク決定セル旨発表セリ

一切ノ輸入綿糸ニシテ其価格カ「ポンド」ニ付一留比十四「アンナ」ヲ超ヘサルモノニ対シテハ「ポンド」ニ付一「アンナ」六「パイ」ノ従量税ヲ課シ右価格ヲ超ユルモノニ対シテハ五分ノ従量税ヲ課ス実施期間ハ一九三〇年三月三十一日迄トス

右決定ニ付政府ハ大要左ノ如ク説明セリ

綿業調査会ハ現行綿糸輸入税ハ五分ニ過キササルニ日本紡績工場カ婦女ノ夜業ニ依リ得ル不当利益ハ報告當時ニ於ケル売価ノ一割ニ達セル事及日本ノ競争ハ三十一番手乃至四十番手ニ於テ最モ甚タシキ事並ニ平均三十二番手ヲ紡キ居ル

工場ノ不当利得ハ一「ポンド」ニ付十六・五五「パイ」ナル事ヲ発見セリ右数字ヨリ計算セハ一「ポンド」ニ付一「アンナ」半ノ従量税賦課ハ印度紡績ニ取り最モ有害ナルヘキ日本ノ不正競争ヲ「ニュートライズ」スルニ足ル可シ故ニ政府ハ何国品タルヲ問ハス前記ノ如ク課税スル事ニ決セルモノナリ

尚政府ハ右新輸入税ノ影響ニ付日本ヨリノ輸入ノ大部分ハ三十一番手ヨリ四十番手ノモノナルヲ以テ右番手ノ綿糸価格ハ新税ニ正比例シ騰貴ス可シト説明セリ次ニ政府ハ人造絹糸輸入税現行一割五分ヲ七分五厘ニ引下ケ又輸入税免除ノ「ミルストア」中ニ bobbins, picking sticks, roller cloth, cleaner, cloth and sizing flannel ヲ包含セシム可キ旨発表セリ前記綿糸其他ノ輸入税変更又ハ免除ハ議會ノ協賛ヲ条件トス

綿糸新輸入税ハ表面一切ノ輸入品ニ適用スヘキモノナルモ政府ノ説明セル如ク日本品排斥ヲ目的トスルモノニシテ我紡績ノ蒙ムル打撃ハ甚大ナルヘシ

思考ス

三、往電第九一号中段「夜業カ法律上」ヨリ「同日迄」ハ「夜業カ法律上一九二九年六月三十日ヲ以テ禁止セララルニ鑑ミ一九三〇年三月三十一日迄」ノ誤リ

四、法律案ニ付追加報告スル点

(イ) 前者提出理由中ニ印度輸入綿糸全額ノ半額以上ハ三十一番手乃至四十番手ニシテ其ノ約八割ハ日本ヨリ輸入サレ又三十一番手以下ノ輸入品ハ輸入全額ノ五分以下ナリト述フ

(ロ) 紡績リヨキ機械及材料免税ニ関シ後者法律案中ニテ printing machinery and material ヲモ免税セントス孟買、「カルカッタ」ニ転電セリ

252 昭和2年8月22日 在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案審議の開始

シムラ 8月22日後発
本省 8月23日前着

三 通商問題

第一〇二号(至急)

251 昭和2年8月18日 在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案の上程について

シムラ 8月18日後発
本省 8月19日後着

第九五号(至急)

一、本十八日シムラ国会開會商務当局ヨリ予定通り印度貿易保護ニ関スル法律案提出サル其ノ内容ハ往電第九一号及第九四号ノ通りニシテ其ノ形式ハ綿糸輸入税増額ニ関スル Indian Tariff (Cotton Yarn Amendment) Act 1927 ト其ノ他ニ関スル Indian Tariff (Amendment) Act 1927 ノ二法律案ニ分レ居リ後者ノ実施期ハ本年十月一日ヨリトナリ居ルモ前者ニ付テハ規定ナシ但シ昨日商務大臣ノ言ニ依レハ右同法律案カ議會ヲ通過シ公布サルル時(九月中旬)ヨリ即時実施セラルヘク但シ何等遑及ハ為ササル由ナリ

二、本日ハ右提出ノミニテ討議ハ二十二日開始サレ政府ハ即日本法案ノ通過ヲ計ラントセル勢ナリ勿論結局ハ特別委員会設ケラルヘキモ何ノ途今後ノ議事進行速カナリト

一、往電第九五号ノ二ニ関シ予定通本二十二日討議開催サレ實際上本日ノ會議時間ノ殆ト全部ハ本件討議ニ費サレ然モ尚其一般討議終結セス多分明後日討議サルル筈ナルカ之ト共ニ商務大臣ノ動議ニテ同大臣ヲ含ム十六名 Select Committee 任命サレ該委員会ハ遅クモ本月三十一日迄ニ本件ニ付本會議ニ報告スヘキコトナレリ

二、右 Select Committee ノ内ニハ勿論孟買側相当アレ共幸ヒ明白ニ本官ノ意見ニ対シ賛意ヲ表シタルモノモ兩三名アルニ付今後尚此委員ニ対シ特別勸説スル積リナリ

孟買、「カルカッタ」ヘ転電セリ

253 昭和2年8月22日 在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

本邦婦人の夜間労働禁止についてインド大蔵大臣と意見交換

シムラ 8月22日後発
本省 8月23日前着

第一〇三号(大至急極秘)
往電第一〇二号ニ関シ

本二十二日ノ會議終了後政府党ノ Leader ニシテ總督行政委員會首席委員タル大蔵大臣 Sir Basil Blackett ヲ私宅ニ訪ヒ改メテ篤ト懇談シタル処 Sir Basil ハ印度政府ノ苦シキ立場ヲ懇々ト述ヘ程度ノ如何ハ別トシ兎ニ角日本ニ二部操業ノ存在スル間ハ印度政府トシテ實際上手ノ付ケ様ナシト繰返スト共ニ他方日印關係ニ及ホス影響ハ実ニ憂慮ニ堪ヘサルニ付何トカ自己ノ勢力ヲ以テ本件ヲ圧潰シタキニ付本官ヨリ帝國政府ニ急電シ例ヘハ本年限りニテ問題ノ婦人夜業ノ禁止從テ二部操業ノ廃止ヲ為ス事ニ決定サレ度旨公式ニ印度政府ニ通告シ呉レスヤ之ヲ措キテハ他ニ良策ナク議會ノ形勢ハ貴官モ見ラルル通此儘ニテハ政府案ヨリモ更ニ進ムヘク政府党首領トシテモ手ノ付ケ様無シトノ事故本官ハ成否ハ素ヨリ不明ナルモ兎ニ角御趣旨ハ大至急本國政府ニ電報スヘシ而シテ正式通告トハ如何ナル意味ナリヤト問ヒタル処印度政府ノ外務長官ヲ通シテ通告相成タシトノ意味ニテ然ラサレハ議會ニハ何ノ効無シトノ事ナリシ故本官ハ呢懇ノ問柄故遠慮ナク言フ次第ナルカ外務長官ハ御存通りノ人物故本官ヨリ右正式通知ヲ受領セサルヘシトテ過般ノ同長官ノ態度ヲ述ヘタル処呆レタル様子ニテ兎ニ角事

態ハ急ヲ要スル事故外務長官ノ態度カ右ノ如クナリトセハ已ムヲ得サルニ付正式通知ハ在英大使ヲ通シ英本國外務大臣ニ為サレ度ク之ト共ニ實際上ノ非公式通知ハ出来得ル限り速ニ本官ヨリ自分 (Sir Basil 氏) ニ為サレタク尚討議ノ進行ハ往電第一〇二号ノ通ナレハ必ス十日以内ニ其通知ヲ受クルヲ得サレハ自分トシテモ全然手ノ付ケ様無カルヘシト述ヘタリ

本件ハ往電第九九号ト同一ニシテ本官トシテモ此以外ニ良策無シト思考ス何分ノ儀大至急御回電ヲ請フ尚今更申ス迄モ無キ事ナカラ今回ノ決定ノ直接影響ハ左程大ナラサルヘキモ今ニシテ之ヲ喰止メサレハ将来ノ影響ハ予想外ニ大ナルモノナルヘシ

254 昭和2年8月23日

田中外務大臣より
在英國松井大使宛 (電報)

インド貿易保護法の成立が日英關係におよぼす
影響につき英國政府の意向打診方訓令

第一四〇号
本省 8月23日發

今回印度政府ハ一切ノ輸入綿糸ニシテ其價格一封度ニ付一留比十四安ヲ超エサルモノニ對シテハ一封度ニ付一安十六「パイ」ノ從量稅ヲ課シ右價格ヲ超ユルモノニ對シテハ五分ノ從量稅ヲ課スル案ヲ議會ニ提出シ目下開會中ノ同議會ニ於テ審議ヲ開始シタル所一封度ニ付一留比十四安ノ綿糸トハ略六十番手ニ該當シ主トシテ四十二番手乃至三十一番手ヲ輸出スル本邦ニ取りテハ其影響大ニテ (四十番手ニテ從價約九分二十番手ニテ約一割五分ニ相當ス現行稅率ハ一率從價五分) 主トシテ六十番手以上ヲ輸出スル英國ニハ殆ト影響ナク明ニ英國品ニ特惠ヲ与フルノミナラス本邦品ニ對シ差別的待遇ヲ為サントスルモノニシテ印度政府ノ發表中ニモ本案ハ日本綿糸ノ輸入阻止ヲ主ナル目的トスル旨ヲ明記シアリ

御承知ノ通本邦ノ對印輸出總額約一億三千万円中綿糸ハ約三千万円ニ達スル重要輸出品ニシテ右ノ内九割弱ハ四十二番手乃至三十一番手ノモノナルヲ以テ本案實施ノ曉本邦品ノ受クル打撃ノ甚大ナルハ云フ迄モナク更ニ情報ニヨレハ本案ノ實施ハ延イテ本邦對印輸出ノ大宗タル綿布 (年額約七千万円) ニ對スル關稅引上ヲモ誘致セントスル形勢ナル

ヲ以テ前途頗ル寒心ニ堪ヘス目下關係方面ニ於テ熱心ニ本案対策方攻究セラレツツアル次第ナルカ右ハ明日日印條約ノ精神ニ違背スルノ措置ナルノミナラス從來印度ニ於ケル綿糸布關稅問題ヲ以テ抑制シ來レル内地銑鉄關稅論者ニ最モ有力ナル武器ヲ供給スルコトナリ (銑鉄關稅引上問題ハ近ク關稅委員會ニ付議セラルヘキ処製鉄業者中ニモ反對論者アリ目下形勢逆睹シ難シ) 印度ヨリノ銑鉄輸入阻止ノ主張ハ益有力トナルヘキ虞アリ斯クシテ本邦ニ於ケル銑鉄關稅引上ヲ見ルニ於テハ結局日印間ハ關稅戰爭ノ状態トナリ兩國間ノ經濟的親善ニ惡影響ヲ生シ延テハ日英國交ノ大局ニモ面白カラヌ印象ヲ貽スナキヤ保シ難ク此点甚タ懸念ニ不堪

元來本件綿糸布ノ課稅ハ印度紡績業者ノ引上運動ニ伴ヒ設置セラレタル第二關稅調查會報告ノ綿糸布保護案ニ對シ印度政府ハ六月七日綿糸關稅ノ引上ハ國內手織業ノ不利益トナルヲ理由トシ一応之ヲ拒ミタル聲明ヲ為シタル事例モアリ (「カルカッタ」發本大臣宛電報第五七号参照) 目下本案阻止方ニ關シテハ在「シムラ」朝岡總領事ニ於テ關係業者ト打合せ主トシテ技術的方面ヨリ印度当局ノ反省ヲ促

ス様尽力中ナルモ此際英本国政府ニ於テ前陳ノ趣旨ニ鑑ミ何等カノ方法ニヨリ印度政府ヲ動カシセメテ今回ノ綿糸関稅案ノ撤廃已ムヲ得スハ其一時的の猶予ニテモ為サシムル途ナキヤ貴官ヨリ至急貴地当局ニ篤ト御懇談相成結果電報アリ度シ

本電「シムラ」、「カルカッタ」、孟買ニ転電済

255 昭和2年8月24日 在英国松井大使より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案につきイギリス政府へ
申し入れ

ロンドン 8月24日後発
本 省 8月25日後着

第二七〇号

貴電第一四〇号ニ関シ

外務大臣不在ニ付本二十四日「ウェルズリー」ニ面会シ日本ハ本件ヲ大イニ重要視シ居ルニ付取急キ出向キタル由ヲ告ケ御訓令ノ趣旨ヲ認メタル覚書ヲ手交シテ英国政府ニ於テ充分考慮アリ度シト述ヘタル処右ハ早速印度省ニ移牒シ

タル上何分ノ回答ヲ為ス可シト答ヘタリ

其際「ウ」ハ本件ハ何レ印度政府ニ移牒セラル可キモ如何ニ処理サルル事トナルヤト述ヘ居タリ旁從來ノ英印關係ニ鑑ミ果シテ英政府ノ斡旋ニ幾何ノ期待ヲ為シ得可キヤ予想シ兼ヌルモ本使ヨリ繰返シ本件ニ関シテハ特ニ切実ナル考慮ヲ払ハレ度キ旨申入レ置キタリ尚朝岡発本使宛電報第一三号ノ次第ハ本使ニ於テモ同感ナルニ付前記覚書ニハ英国ノ特惠ニ言及スル事ヲ避ケ日本ノ受クル差別待遇ニ重キヲ置クニ止メタリ

「シムラ」ニ転電シ之ヲシテ「カルカッタ」、孟買ニ転電セシム

256 昭和2年8月27日 田中外務大臣より
在カルカッタ(シムラ滞在中)朝岡総領事宛(電報)

本邦婦人の夜間労働禁止は不可能な見通しに
ついて

本 省 8月27日後発

第三九号

貴電第九九号ニ関シ

往電第一〇二号ニ関シ

当方ノ尽力ニテ「スワラジスト」等相当反対者ヲ得タルモ最モ確実ナリシニ委員最終會議ニ不幸欠席セシ為僅カニ票ノ差ニテ原案「セレクト・コムミッティ」ヲ本二十九日夕通過シ九月一日ヨリ會議ニ報告サルル筈ナリ本會議ニテハ「ノミネーター・メンバー」ノ關係モアリ当方成功ノ見込ミ愈々少ク事態愈々急ナレハ本官始メ一同全力ヲ尽シテ喰止メニ努ムヘキモ往電第一一四号及第一一五号ニ述ヘタル通り此際婦人夜業ノ禁止丈ケナリトモ決定セラレ(但シ公表ハ差控ラレ度)大至急御電示ヲ得レハ往電第一〇三号ノ關係モアリ即時 Sir Basil ニ頼ミ込ムヘシ
孟買、「カルカッタ」、英へ転電セリ

258 昭和2年8月31日 在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

本邦婦人の夜間労働禁止が不可なる場合の影響
について

シムラ 8月31日後発
本 省 9月1日後着

第一一七号(大至急)

インド貿易保護法案の委員会通過

257 昭和2年8月29日 在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

關係官庁ト協議中ナルカ御承知ノ通婦人夜業ノ禁止ト二部操業ノ廃止トハ別個ニ取扱フヘキモノナル処婦人夜業禁止ノ結果ハ從來通一日十時間ノ二交替ハ不可能ナレハ恐ラク八時間ノ二交替トナル可ク之ニテモ現状ニ比シ就業時間ヲ二割方短縮シ生産費ヲ著ク増加スル計画ナリ況ヤ印度側ノ要求スル如ク一交替(即最長十一時間)トセハ生産ハ約半減シ生産費ヲ激増シ国内ノ需要スラ充タスコト能ハサル状態ニ陥リ支那紡績業ヲ根底ヨリ覆ス惧モアレハ二部操業廃止ハ殆ト不可能ナルヤニ解セラル尚貴電第一〇三号御稟請モアリ応急措置方目下取急キ詮議中ナルモ貴官御承知ノ通關係者トノ協議ハ相当時日ヲ要スル事業アルニ付右ニ御含置アリタシ

シムラ 8月29日後発
本 省 8月30日前着

第一二二号(大至急・極秘)
往電第一一七号ニ関シ

「セレクト・コンミッテイ」ノ結果ニ基キ来週早々討議アリ本件ノ運命上茲ニ最終的決定ヲ見ル筈ナル処貴電第三九号末段ノ通御決定ニ相当手数ヲ要スルコトハ本官ト雖モ十分承知シ居レルモ今日迄何等積極的ノ御回訓ニ接セサルハ当初ヨリ今日迄ノ期間ヲ考慮シ失礼乍ラ余リニ御手数懸リ過クルカト思考ス

往電第一一四号ニテ最終的ニ申上ケタル通り印度側欠点ノ攻撃及本邦ニ対スル印度攻撃ノ弁明ノミニテハ到底事態ハ喰止メ得サルノミナラス今トシテ喰止メサレハ今後ノ影響ハ往電第一〇一号モ述ヘタル通真ニ計リ知ルヘカラサルモノアルヘシ

往電第一一九号ノ通最近先方ハ苦シ紛レニ代表者又ハ直接弁明者無キニ付ケ込ミ支那糸輸入問題ヲ担キ出シ来タリ實際上ハ之ニ依リ日本ニ対抗セントシツツアリ本邦側トシテハアル程度迄其弁明ヲナシ得ヘキモ事態元来外国関係ノコトトテ徹底的ニ此点ヲ処理スルコトハ本邦側トシテハ不可能事ナルヘク結局此際本邦側トシテ局面転回唯一ノ方策ハ

有り實際上最早不可能ナル場合ニハ少クモ帝国政府ハ当業者ヲシテ来年三月限右廃止ヲ為サシムル様特ニ「インジュウス」スル事ニ此際決定セル旨丈ナリトモ Sir Basi 等ニ対シ声明シ得ル様遅クモ三日ニハ御訓電ニ接シ度ク然ラサレハ対英対印関係ニ於ケル不幸ナル画時代の事態ノ発生ハ免カレサルヘシ事態ノ如何ニ拘ラス本官始一同全力ヲ挙ケテ最後迄奮闘スヘシ
神坂、塚本三十一日着

259 昭和2年9月5日 在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案審議の見通しについて

シムラ 9月5日後発
本省 9月6日前着

第一二八号(至急・極秘)

貴電第四八号ニ関シ支那糸問題ニ付テハ真ニ「コンピンシグ」ノ理由乏シク且事態ヲ緩和ス可キ唯一ノ手段タル婦人夜業ノ廃止モ最早利用シ得サル為勝負ノ決ハ殆ト明ナル今日ニ於テモ本官始メ一同ハ極力努力ヲ続ケ居リ愈々本五

累次上申ノ本邦特殊利益ノ投出シノ外無く且右投出シハ性質上本邦トシテ早晚断行セサルヘカラサルモノトシテ又今日ナレハ兎モ角将来ハ此投出シニ依リ何等ノ対償モ得ラレサルヘシ

(2)而シテ右投出シノ方法トシテハ往電第一一五号ノ如ク二部操業ノ廃止ハ必スシモ今日至急其必要無カルヘキモ唯婦人夜業ノ禁止丈ハ是非共此際実行ヲ要スト思考ス右夜業廃止ニ依リ不利益ハ往々ニシテ単ニ今回ノ政府原案ニ依リ不利益トノミ対比セラルル惧アルモ實際上ノ対照物ハ右ノ如キ小ナルモノニ非サル事勿論ナレハ其対比ノ結果タル我方得失ハ如何ニ算盤ツクノ当業者ト雖容易ニ之ヲ知り得ヘク又事実斯ノ如キ事ハ本邦国民夙ニ承知セラレ居ル処ナルニ拘ラス手後レヲ重ネ時機ヲ失スル事一再ナラス事態今日トナリ居ルニモ鑑ミル処無ク尚決定ニ躊躇シ居ル現状ハ換言スレハ当業者ハ自己ノ採算ニスラ暗キノミナラス国家全般ノ福利ノ如キ眼中ニ無シト謂ハサルヘカラス又之ヲ黙認セラハル政府当局ハ今後之ニ基キ発生スルヤモ凶リ難キ重大ナル事態ニ対シ責任ヲ執ラレサルヘカラサルニ至ルヘシ依テ若シ右廃止ノ決定ヲ事態ニ間ニ合フ様為ス事時日ノ関係モ

日以後向三箇月ノ合同日程ニ依リ本件最後ノ討議アル筈ニテ多分本日ハ其討議無カル可キモ明日ヨリハ現実討議アル可キニ付茲ニ今回ノ法案ノ関スル限り最後ノ決定ヲ見ル可ク唯「ベンゴール」選出有力議員「ニヨーギー」ノ次回議会谈本件討議ノ延期ヲ主張スル動機ノ成功ニ望ム嘱シ居ルニ過キサル有様ナリ然ルニ本早朝本件ニ付「キヤスチングポート」ヲ有スル「インデペンデント」総帥ニシテ下院副議長タル「ヤクブ」本官ニ極秘会見ヲ求メ孟買側買収運動ノ実情ヲ述ヘ此際五千留比ヲ支出シ呉ルルニ於テハ形勢ノ挽回ヲ期ス可シトノ事ナリシ故

(2)小官自身トシテハ到底性質上不可能事ナルモ一応神坂等ニ御意向ヲ通スヘシト述ヘ引取りタル上神坂等ト篤ト相談ノ結果重ネテ同人ニ面会シ本件ハ各般ノ関係ニ於テ頗ル「デリケート」ナルノミナラス神坂等ニハ之ヲ取計フ権限無く且ツ余日モ無キコト故乍遺憾貴需ニハ応シ難シ但シ本邦側ノ論拠ハ既ニ充分表示シアルニ付印度国内ノ事情及理由並ニ日印関係ヲ考慮シ貴下関係議員各位力最後迄努力セラレムコトヲ切望スルト共ニ勿論本官トシテハ右努力ニ対シ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スル旨答ヘタリ

五千「ルピー」金額ハ此ノ場合頗ル小額ニシテ且ツ今回ノ法案ノ通過ハ屢次上申ノ通り其ノ影響スル処計リ知ルヘカラサルモノアリ此ノ兩者ヲ考量スレハ或ハ此ノ際先方ノ要求ニ応スルコト可ナルヘキモ事ノ性質上余リニ機微且ツ危険ニ付右ノ通り不取敢処置シ置ケリ之ニ依リ決定投票ハ当然孟買側ニナサルヘク如何ニモ遺憾至極ナカラ事態已ムヲ得スト思考ス御参考迄

260 昭和2年9月7日

在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法政府原案の下院通過

シムラ 9月7日後発
本省 9月8日前着

第一三〇号(至急)

往電第一二九号ニ関シ

本七日モ終日本件討議アリタル後六十八対三十七ニテ政府原案下院ヲ通過セリ本日ノ討議及過般ノ「セレクト・コミッテイ」ニテ綿糸関税ノミナラス綿布関税モ引上ク可キモノナリトノ議論有力議員ニ依リ相当強ク主張セラレタリ

在英大使、孟買、「カルカッタ」へ転電セリ

261 昭和2年9月8日

在ボンベイ玉木領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法成立の報復措置としての
インド銃鉄本邦輸入制限について

ボンベイ 9月8日前発
本省 9月8日後着

第一二二号

往電第一二〇号ニ関シ

綿糸法案通過前ノ討議議事録中我方ノ注目ニ値ス可キハ銃鉄報復問題ニシテ商務大臣ハ本案ハ日本品ノミヲ區別スルモノニ非サルヲ以テ日本カ印度銃鉄ニ対シ報復スルカ如キ事ハ万々無カルヘシト答弁シ孟買紡績代表「サー・ピクタ・サッスン」ハ印度銃鉄ハ米国品ヨリ安ク且日本ノ生産高ハ少量ニテ自給スル能ハサルヲ以テ本案カ日本ノ感情ヲ害スルノ單純ナル理由ニテ日本カ印度銃鉄ニ報復スル能ハサルハ恰モ「ジュート」ニ対シ報復シ能ハサルト同様ナル可シト述ヘタリ

262 昭和2年9月10日

在英國松井大使より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法の本邦におよぼす影響につき
チレル英國外務次官と会談

付記 昭和二年九月一〇日付在英國松井大使より田

中外務大臣宛電報第二八三号

イギリスの対応振りについて

ロンドン 9月10日後発
本省 9月11日後着

第二八二号

往電報二七〇号ニ関シ

十日「チレル」ニ面会シ(先日覚書ヲ手交セル「ウエルズリー」不在)印度綿布保護ニ関スル法案ハ「アッセンブリ」ヲ通過シ目下「カウンスル」ニ廻付セラレ居ルコトト思ハルル処印度ハ米支ト共ニ日本ノ主要取引先ニシテ今回関税引上問題ハ少カラス我国ノ人心ヲ刺戟スル処アルノミナラス本関税引上ハ更ニ綿布関税ノ引上ヲ誘致スルノ虞アリ本使ハ従来日英ノ親善関係ヲ増進スルコトニ尽力シタル

(付記)

ロンドン 9月10日後発
本省 9月11日前着

第二八三号

往電第二七〇号ニ関シ

外務次官ト更ニ会談ノ次第ハ往電第二八二号ノ通りナル処往電第二七三号「クロー」ノ話振等ヨリ察スルニ此際英政府ニ於テ我方ノ希望ニ副フカ如キ措置ニ出ツルコトハ極メ

テ望少キヤニ子想セラル就テハ今後我方ノ執ルヘキ対策ヲ考フルニ

(一) 玉木領事ノ意見ノ如ク綿布ニ対スル将来ノ課税計画ヲ牽制スルノ趣旨ニテ改メテ英政府ニ抗議ヲ為スニハ條約上相当有力ナル論拠ヲ必要トスヘキ処夫レニハ貴電第一四〇号御訓示ノ如ク単ニ日印條約ノ精神ニ違背スルト言フノミニテハ稍々不十分ナルノ嫌アリテ結局水掛論ニ終ル虞ナシトセス尚此点ニ関シテハ日印條約廢棄論ヲ誘発スルノ危険ヲモ考慮ニ入レ置カサルヘカラス又英國並屬領各地トノ一般關係ヲモ考慮スル時ハ実益ナキ抗議ハ輕々シク為スヘキモノニアラスト思ハル

(二) 次ニ報復手段トシテ印度産銑鉄ニ対スル関税引上ヲ行フ案ニ就テハ我對内關係ニ於テ種々ノ困難アルヘク殊ニ「クロー」モ日本トシテハ支那ノ現状ニ鑑ミルモ印度産銑鉄ノ如キ格安品ヲ此方面ヨリ購入スルコト事實困難ナルヘシト述ヘ居ル程ニテ果シテ之ヲ報復ノ手段ニ供シ得ヘキヤ甚タ疑ナキ能ハス乍去綿糸布當業者ノ不満心配モ無理ナラヌ次第二付

(三) 茲ニ一案トシテ将来ニ於ケル日印通商關係ノ全般ニ亘リ

一、本官等ノ微力政府原案ノ下院通過ヲ阻止シ能ハサリシコト寔ニ恐懼ニ堪ヘサル処ニシテ之ニ依リ今後本件ヲ中心トシ我方ニ取り鮮カラサル不利益ナル事態ヲ招来シタルハ否ム能ハサル処ナリ本件ノ性質及影響ハ今更繰返ス迄モナク従来屢次上申ノ通頗ル重大ニシテ即チ今回ノ問題ハ決シテ綿糸ノミニ対スル「アンナ」半課税ナル比較的小ナル問題ニハ無之今回ノ課税決定後ハ直ニ綿布関税引上問題踵ヲ接シテ起リ来タルヘク其ノ場合ニ於ケル影響ハ到底今日ノ比ニ非サルヘキ而已ナラス印度向キ本邦綿糸布輸出問題ハ現時本邦對印經濟關係ニ於ケル實際上ノ中軸ナルヲ以テ之カ紛糾ハ經濟的ニ對印關係上幾多ノ悪影響ヲ及ホシ進シテハ日印、日英ノ政治關係ニ迄累ヲ及ホス傾向アル問題ナリ況ンヤ日印、日英ノ關係ヲ離レ遍ク我對外貿易全般ニ付テ觀ルニ支那市場ノ不安定西南亜細亞地方及東阿弗利加等新市場開拓未完成等幾多困難ナル事情アル今日本邦朝野トシテ今回ノ問題ハ余程重大ニ考慮セラルヘカリシニ非スヤト愚考ス然ルニ本官ノ有スル感觸ニテハ不幸ニシテ最近ニ於テスラ本邦朝野ハ此重大性ニ付充分ノ理解ナキモノノ如クナルハ借越ナカ

何等カ特別ノ商議ヲ試ミルノ途ナキヤ否ヤヲ考究スルニ日英同盟モ既ニ消滅シタル今日英國側ニ於テ大局上日本ニ對シ何等カ特別ノ政治的考慮ヲ払フヘキ事情ナキ限りハスル商議カ果シテ満足ナル結果ヲ齎シ得ヘキヤ否ヤ明ナラサルノミナラス印度貿易及関税等ニ関スル英國及印度側ノ意向カ大正十三年往電第一一〇号^{編注}ノ通りノ事情ナルニ於テハ尚更望少キ次第ト存ス

何等御参迄一応意見申進ス

「シムラ」ニ転電シ甲谷陀、孟買ニ転電セシム

編注 『日本外交文書（大正一三年第二冊）』第一四九文書

263 昭和2年9月12日 在カルカタ朝岡總領事より
田中外務大臣宛（電報）

インド貿易保護法案の下院通過並びにその後の見通しについて

シムラ 9月12日後発
本省 9月13日前着

第一三四号

往電第一三〇号ニ関シ

ラ今後ノ為寔ニ憂慮ニ堪ヘサル処ナリ今日トナリテハ死児ノ齡ヲ算スルモノトシテオ叱リヲ蒙ルヘキモ六月中旬印度政府第一回決定発表ノ直後電稟セル往電第六一号ノ通遅クモ七月下旬迄ニ一切ノ御訓令並各種資料ノ入手ヲ得之ニ基キ當時直ニ印度政府ニ交渉スルヲ得タリシナラハ或ハ本案ノ提出ヲ未然ニ防キ得タルニアラスヤトモ考ヘラル右ハ泣事又ハ負惜ニアラスシテ引続キ發展スル本件今後処理ノ關係上非礼ヲ不顧特ニ申上クル次第ナリ

二、本官印度ニ在勤スル為地方的偏見ヲ以テ斯ク申上クル次第ニハ無之最近迄本省ニ於テ主トシテ此種事務ニ携ハリ居リタル關係其ノ後本省御方針ニシテ変更セリトスレハ格別少クモ當時ノ御方針トシテ本官ノ記憶スル処ニ於テハ本問題ハ極メテ重大問題トシテ御処理相成事ニ決定シ居リタルニ依リ大勢ハ勿論是ヲ論議スル迄モナク当初ヨリ明カナルモノナレトモ然リトテ袖手傍觀スルハ右御方針ニ反スル所以ナリト思考シタル結果一方右阻止ニ極力努ムルト共ニ他方本邦朝野カ本件ノ重大性ヲ了得セラレムコトヲ切望シ過般来非礼ヲ不顧閣下宛電報中ニ相当激越ナル語調运用ヒタル次第ナリ

三、政府法案下院通過ノ今日内外ノ情勢ニ鑑ミ将来ヲ考察

スルニ事態ハ愈々重大ト成り来リ即チ今後トテモ綿糸関稅ヲ今回以上ニ引上クルノ計画無キニ非サル可キモ之ヨリ先ニ問題トナルハ綿布関稅ノ引上ナリ今回ノ関稅引上ニ成功セル結果愈々其欲望大トナリタル孟買紡績側ハ勿論手織業保護ヲ高唱シ今回ノ法案ニ反対セル「スワラジスト」ノ如キモ綿布関稅ノ引上ニハ賛成ナル故近キ将来ニ其具体化ヲ見ル事必要ナル可シ唯印度政府ハ此場合綿糸ノ場合ト異リ今回ノ如ク巧ミニ實質の特惠制度ヲ布ク事頗ル困難ナルヲ以テ勢ヒ形式の即チ赤裸々ノ特惠制度ヲ採用スルカ又ハ實際上英本国品ノ利益ヲ相当程度迄侵害スルノ案ヲ建ツルノ外無カル可シ然ルニ印度政府即チ英本国政府タル今日後者ノ断行ハ容易ナラサル可ク同時に前者ハ印度人ノ反抗大ナル問題ナレハ其実施亦頗ル至難ナル可シサリトテ今回ノ法案通過ニ依リ其氣勢著シク加ハリタル印度綿糸布保護ノ声ニ対シ印度政府最近ノ態度ニ觀ルモ全然無關心ナル筈無ク何等カノ方法ヲ至急講ス可シト思考ス自然其第一歩トシテハ綿糸同様實質の特惠制度ノ案出ニ腐心ス可ク之ニ失敗ノ暁ニハ已ムヲ得ス

ヒ今後ハ是非共諸事機先ヲ制シ処理致シ度キニ付右特ニ御含置相仰キ度シ

孟買、「カルカッタ」へ暗送セリ

264 昭和2年9月13日 在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案に対する日本側不満につき
インド商務大臣と意見交換

シムラ 9月13日後発
本省 9月14日前着

第一三六号

往電第一二九号ニ関シ

十三日商務大臣ニ面会シ右往電末段ノ所謂考慮ノ結果ヲ問ヒタル処折角乍ラ今回ノ法案提出ハ實際上印度政府トシテハ十分対日関係ヲモ考慮シタル上ノ決定ニテ孟買側ヲ初メ各方面ヨリ種々「ブレッシユア」アリタルノミナラス第一ニ関稅委員會ノ報告御承知ノ通ナルニ拘ハラス今回ノ法案ノ程度ニ止メタル苦心ノ点ハ何卒帝國政府ニ於テモ御諒察セラレ度シ日本ノ関スル限リハ自分カ下院ニテ言明セル通

前記兩者ノ何レカヲ採用スルニ至ル可キ処右ニ付本官ノ觀ル処ヲ以テスレハ此場合英本国ノ利益侵害ノ程度ヲ成ル可ク減少スルニ努ムルト共ニ先ツ後者ノ手段ニ出ツ可シト思考ス蓋シ特惠制度ノ設定ハ英本国ノ野望ナル事到底否ム能ハサル処ノミナラス印度憲法改正ヲ目前ニ控ヘ此場合ノ交換条件ノ一トシテ印度人ニ之ヲ利用セラルルヲ欲セサル可キニ依リ其改正問題ノ現実ニ起ル以前ニ本制度ヲ設定シ度キ切ナル希望ハアル可キモ印度人側ヨリスレハ英帝国内ノ趨勢上本制度ノ如キ仮リニ其設定已ムヲ得サル場合ニ於テモ憲法改正ニ際シ成ル可ク多クノ政治的自治權ヲ獲得スルノ手段トシテ之ヲ利用シ度キ考ナル可キニ付此処当分ハ断然之カ設定ニ反抗ス可シ

之ヲ要スルニ印度政府カ其国民ノ要望ニ対シ今後綿糸布問題ヲ如何ニ処理セントスルヤハ大体見當付ク次第ナルモ近キ将来ニ果シテ如何ナル現実的手段ニ出テ来ル可キヤ從テ我方トシテ如何ナル具体的對抗策ヲ講スルノ必要アリヤニ付テハ相当慎重ニ考究ヲ要ス可ク本官トシテハ出来得ル限リ速ニ之カ考究ヲ進メ卑見取纏メ上申ス可キニ付曩ニモ申述ヘタル通本件ノ重大性ヲ充分御考察相願

リ印度政府トシテ取上ケタル苦情ハ単ニ婦人夜業問題ノミナリ(其他ニ支那系問題アリシカ右ハ条約ヨリ見ルモ全然別個ノ問題ナリ)ト述ヘタルニ依リ本官ハ貴方ノ立場モ去ル事ナカラ兎ニ角實質上ノ差別待遇ヲ本邦品ニ与ヘムトスル今回ノ措置ニ対シ遠慮無ク申セハ日本国民ハ決シテ満足シ居ラスト思考スルノミナラス一旦綿糸増稅案通過ノ暁ニハ近キ将来ニ綿布増稅案出テ来ルニ非サヤトノ大ナル不安我國民ノ間ニ存スト述ヘタル処同大臣ハ将来余程ノ問題起ラサル限リハ印度政府ハ決シテ近キ将来其処迄ノ措置ヲ講スル考ヘ毛頭無キ故此点モ十分帝國政府及国民ニ御伝ヘ置キテ請フト語レリ(此点ハ将来理屈ノ付ケ様如何様ニモ有レトモ兎ニ角先方説示ノ儘)次テ本官ハ十日在英松井大使ヨリ英本国外務省ニ申入レタル次第ハ既ニ御承知ノ事ト思考スト云ヒタル処同大臣ハ英本国政府ヨリ何等右ニ関シ申来ラスト前提シ往電第一〇八号前段ノ件ヲ述ヘ即チ元來英本国ト印度トノ間ニハ「フィスカル・コンベンション」アリ形式上ハ兎ニ角實質上ハ英本国政府ハ印度財政問題ニ付全然嚙ヲ入ルル能ハサル今日日本國政府ハ唯在英大使ノ御申入ニ接シ当惑スルノミニテ当方(印度)ニハ何トモ申来リ

兼又可シト述ヘタリ

猶同大臣ハ下院通過ノ本件法案ハ明後十五日上院ニ付議セラル可シト付言セリ上院ハ御承知ノ通下院ト異リ政府側特ニ多数ナルノミナラス本案ハ政府案ノ事ニテモアリ殆ト問題ナク通過スヘシト思考ス

在英大使ヘ転電シ孟買、「カルカッタ」ヘ暗送セリ

265 昭和2年9月13日

在カルカッタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド綿布保護にかかわる日本の銃鉄輸入制限、
婦人夜間労働問題につき意見具申す

シムラ 9月13日後発
本省 9月14日前着

第一三七号

往電第一三四号ニ関シ

本件ノ結果ハ遺憾ノ極ナリシカ之ニ関連シ左記二点
特ニ御留意願度シ

(一)銃鉄問題ハ屢次上申ノ通今後共是非現行関税据置
以上二出テサル様御取計願度ク尚本件ノ経過ハ随

266 昭和2年9月14日

在英国松井大使より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案に対する英国外務省の
回答

ロンドン 9月14日後発
本省 9月15日前着

第二八七号

往電第二八三号ニ関シ

十四日付公文ヲ以テ英外務省ヨリ左ノ通回答アリタリ

一、英政府ハ八月二十四日ノ覚書ニ周到ナル考慮ヲ加ヘ茲
ニ腹藏ナク事情ヲ開陳ス印度政府カ此ノ重大問題ニ付慎重
審議ノ結果且其ノ充分正当ナルヲ信シ今回ノ決定ヲ為
スニ至リシモノナルコトヲ諒知セラルヘキヲ信ス

二、綿糸輸入税増加ノ理由ハ日印間現在ノ労働条件ノ差異
ニ起因スル日本側ノ不当ナル利益ニ對抗セントスルモノ
ナルコト明カナリ印度ニ於テハ日本品ニ対シテノミ特別
ノ課税ヲ為スヘシトノ要望アリタルモ印度政府ハ一九〇
五年ノ条約ヲ廃棄スルコトヲ欲セサリシカ故ニ新税ヲ一
般ノ二賦課スルノ道ヲ選ヒタリ四十二番手以下ノ綿糸ハ

時至急御通報煩ハシ度シ

(二)婦人夜業廃止問題ハ勿論技術上實際上幾多ノ困難
有ルモノナレ共今後二、三年ヲ出テスシテ何ノ道
実行スヘキ本件ニ付且今回ノ増税カ綿布増税ヲ誘
致スヘキコト及綿糸布問題以下ノ幾多重大問題ヲ
惹起スル傾向有ル事並ニ今回表面上ノ声明ハ兎ニ
角一旦課税後ハ将来声明通り果シテ撤廃セラルル
ヤ疑ハシク不幸継続スルカ如キ事有ラハ二年足ラ
スノ出シ吝ミノ為長年月ニ亘リ失フ所大ナルヘキ
事等ヲ知ラサル筈無キ当業者カ本省多大ノ御尽力
ニモ拘ラス遂ニ何等妥協的態度ヲ示ササリシ事ハ
寔ニ遺憾ト申スノ外無ク本件法案下院通過ノ境ト
シ本問題ニ対スル我方好意表示ノ効果ハ著シク減
少セル今日本官トシテ猶モ此点ニ付執拗ク申ス次
第二ハ無之モ今後事態愈々重大トナリ来ルニ際シ
将来当業者ニ於テモ今少シク考慮ヲ為サム事ヲ切
望ス

在英大使ニ転電セリ

英国品ヨリモ日本品中ニ多キコト事實ナルモ英国品中ニ
モ同番手以下ノモノ相当アリ且六十番手以上ノモノハ比
較的少量ナリ事情右ノ如クナル以上本件課税ハ決シテ条
約ノ正文ニモ将精神ニモ背反スルコトナキノミナラス実
際ニ於テ新税ハ英国品ニトリテモ同種ノ負担トナルヘキ
モノナリ蓋シ平均従量税率ハ日本綿糸ノ場合カ英国品ノ
場合ニ比シ幾分高カルヘキモ値段ノ騰貴ハ自然消費者ヲ
駆ツテ安価品ヲ使用セシムヘキヲ以テナリ

三、産地ニ依ル区別ヲ設ケスシテ綿糸輸入税ヲ増加スル結
果日本貿易ノ受クル打撃ハ印度政府カ一九〇五年ノ条約
ヲ廃棄シ又ハ日本綿糸布貿易ノ全般ニ互リ対策ヲ講シタ
ル場合ニ比シ輕微ナル次第ハ日本政府ニ於テ容易ニ了知
セラルル所ナルヘシ

四、新税ハ一九三〇年迄有効ナルモノナル処此ノ期日ヲ選
ヒタルハ日本工場法ニ依レハ一九二九年七月一日以後ハ
女工ノ夜勤ヲ禁止スヘク従テ女工ヲ傭聘セル工場ノ生産
スル綿糸ハ一九三〇年三月三十一日前ニ市場ヨリ消失ス
ルニ至ルヘキヲ期スルニ依ル目下ノ処前記期日迄ニ日本
法ノ当該規定ノ実施ヲ見ルニ於テハ本件課税ヲ同期日以

後迄モ存続セシメントスル意図毫モナシ
「シムラ」、「カルカッタ」、孟買ニ転電ス

267 昭和2年9月17日 在カルカタ朝岡総領事より
田中外務大臣宛(電報)

インド貿易保護法案の上院通過

付記 昭和二年九月二日付在カルカタ朝岡総領事

より田中外務大臣宛電報第一四六号

インド貿易保護法の実施

シムラ 9月17日後発
本省 9月18日前着

第一四三号(至急)

往電第一四〇号ニ関シ

予定通り本十七日本件法案上院ニ上程サレ当初本件法案カ
綿布ニ対スル保護ナキヲ理由トセル討議無期延期ノ動議ア
リシカ此際討議延期ハ不適当ナリトテ採択セラレス直ニ討
議ニ入り一兩名ノ手織業保護等ノ見地ヨリ本案ニ反対セル
モノアリタルモ約一時間半ニテ討議ヲ終リ別段票決ヲ採ラ
ス大多数ニテ原案上院ヲ通過セリ時二午後一時

在英大使、孟買、「カルカッタ」ニ転電セリ

(付記)

シムラ 9月22日後発
本省 9月22日後着

第一四六号(至急)

往電第一四四号ニ関シ(綿糸関税法案総督承認ノ件)

本二十二日ヨリ実施サル

在英大使、甲谷陀へ転電セリ

268 昭和4年7月22日 幣原外務大臣より
在ボンベイ栗原(作次郎)領事宛
(電報)

綿布関税引上げをめぐるインド国内状況の報告

方訓令

本省 7月22日後発

第一五号

貴電第四四号、第六〇号及第六二号ニ関シ

貴地方紡績業ノ労働争議ニ関連シテ綿業保護関税運動再ヒ
擡頭ノ兆アルハ我国トシテ最注意ヲ要スル点ニシテ右運動

三 通商問題

ハ結局綿糸関税ノ存続又ハ引上ト併セテ綿布関税ノ引上ト
ナリテ具体化セムトスル虞アル次第ナル処御承知ノ通一九
二七年ノ印度綿糸関税引上ニ関シテハ当時英国政府ヨリ在
英松井大使ニ対シ右ハ本邦ニ於ケル女子深夜業廃止後九ヶ
月ニ至ル迄ノ措置ニシテ目下ノ処之ヲ存続セシムル意図毫
モ無之旨ヲ公文ヲ以テ約言シ居ル行掛アリ(同年在英大使
宛外務大臣宛電報第二八七号並同年貴電第九五号)我方ニ
於テハ予定通本年七月以降深夜業ヲ廃止シタル今日印度側
ニ於テ之ヲ存続セシムル場合ニハ別ニ我方ヲ首肯セシムル
ニ足ル正当ノ理由ナカルヘカラス労働争議ノ如キ内政上ノ
理由ニ依リ之カ存続ヲ正当ニ説明シ得サルヘク又右ハ綿布
関税引上ニ付テモ略同様ナルカ更ニ若シ特惠関税ノ設定又
ハ課税品目ノ分類変更等ニ依リ本邦品ニ対シ差別的課税ヲ
設定セントスルカ如キコトアリトセハ労働争議ニ名ヲ藉リ
テ不当ニ本邦品ヲ排斥スルモノト云フノ外ナシ尤モ英国新
内閣ハ議會ニ於テ保護関税ニ反対ノ意向ヲ表明シ居ルモ植
民地トノ経済関係促進策ニ付テハ明年開催ノ英帝国經濟会
議ニ於テ之ヲ審議スヘシト云ヒ前途必スシモ樂觀ヲ許ササ
ルモノアリ然ルニ一方(一)本邦側トシテハ外来輸入制限令ニ

ヨリ客年三月以降蘭貢米ニ対シテハ印度支那米同様制限ヲ
実行シツツアルニ反シ「シヤム」米等ニ対シテハ之ヲ実行
シ居ラサルモ右ハ既存ノ条約關係上制限ヲ行ヒ得サルモノ
ニシテ何等他意ナキ次第ナルニ印度政府ハ英国政府ヲ通シ
再度我方ニ抗議的申入レヲナシタル關係アリ又(二)新内閣ハ
金解禁ノ実行ヲ期シ居ルコト往電合第三九二号ノ通ナル処
其実行ニ関連シ内地製鉄業保護ノ為鉄関税引上ヲ行フヘシ
トノ議論モ已ニ行ハレオリ今後時日ノ経過ト共ニ相当行ハ
ルヘキ見込ナリ従テ以上二件ハ印度側ヨリ関税引上ノ口実
トシテ利用セラルル虞アリトモ認メラルルニ付本件印度側
関税引上運動ニ対シテハ慎重ノ態度ヲ以テ之カ対策ヲ講ス
ルヲ要スヘシト思考ス既ニ紡績連合会側ヨリハ在印度出張
員ヲ通シ在印度關係筋ニ対シ本件運動緩和方依頼シタル筈
ナル処緩和運動ノ巧拙如何ハ其影響相当大ナルモノアル可
キニ依リ貴官ハ此上共邦人及印度人關係当業者等ト連絡ヲ
密ニシ緩和運動ニ付テモ適當ニ指導スルコトヲ期セラレ度
尚此際本邦側トシテ如何ナル対策ヲ講スルコト最モ適切ナ
リヤ当業者ノ意見ヲモ徴セラレ貴見回電アリ度シ
訓令トシテ「シムラ」、「カルカッタ」ニ転電シ参考トシテ

英ニ転電商務官及「リヴァプール」ニ暗送セシメラレタシ

269 昭和4年8月5日 幣原外務大臣より
在ボンベイ栗原領事宛（電報）

本邦婦人深夜労働禁止の実情をボンベイ紡績
連合会に説明方訓令

本省 8月5日後発

第一六号

貴電第七〇号ニ関シ

深夜業廃止ノ我紡績業ニ及ホス影響等ニ付テハ追テ電報ス
ヘキモ右廃止ヲ以テ華府条約ニ依ル深夜業廃止ニアラスト
スル貴地紡績連合会側ノ意見ニ対シテハ至急反駁ヲ加フル
要アリト認ム

連合会ノ謂フ華府条約トハ夜間婦人使用ニ関スル華府条約
ヲ指スモノト思考スル処我方ハ未タ同条約ヲ批准シ居ラサ
ルモ我現行工場法ノ下ニ於ケル紡績労働ノ實際ハ同条約ノ
規定スル処ヲ大体「カバー」シ居レリ即チ

(一)右条約ハ夜十時ヨリ朝五時ニ至ル時間ヲ包含スル少クト

此点右国際条約ノ規定ト相違シ居ルモ右ハ本件深夜業撤廃
ノ如キ産業上ノ革命ノ過渡期ニ於テ供給力ノ急変ヲ緩和ス
ル為其設備ヲ一時間長ク利用セルノミニテ之ヲ以テ其生産
費ヲ低廉ナラシムル意味ニアラサレハ既ニ深夜ヲ含ム十五
時間ノ継続的休業ヲ与ヘ居ル実情ニ顧ミ右夜間繰業一時間
延長ノ故ヲ以テ直チニ我國ノ女子深夜業廃止カ華府条約ニ
依ル廃止ニアラスト為スハ余リニ皮相ノ見解ト言フヘシ
前項ノ事情ナルニ付貴官ハ適當ノ機会ニ於テ貴地紡績連合
会等ニ対シ我工場法ニ基ク女子深夜業撤廃ハ前記華府条約
ノ夫ト実情ニ於テ何等劣ル所ナキ所以ヲ篤ト説明セラレ且
一般ニ誤解ナキ様適宜御取計相成度シ

本電貴電ト共ニ英、「シムラ」、「カルカッタ」ニ転電シ英
ヲシテ商務参事官及「リヴァプール」ニ暗送セシメラレ度
シ

270 昭和4年8月(8)日

在ボンベイ栗原領事より
幣原外務大臣宛（電報）

本邦婦人深夜労働に対する弁明の方策について

モ十一時間ノ婦人労働ヲ禁止シ居ルニ反シ我工場法第四
条ハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ女子ノ就業ヲ
禁スルニスキサルヲ以テ我國ニ於テハ深夜ヲ含ム少クト
モ十一時間ノ継続休業時間ナキモノノ如キ感ヲ懐カシメ
貴地連合会ノ意見モ或ハ右両者ノ条文上ノ差異ニ立脚セ
ルモノカトモ思考セラルル処翻テ其実情ヲ検スルニ我紡
績業ハ二交替制ヲ原則トシ從來正味十時間ノ二交替制ヲ
採用シ来リタルカ深夜業撤廃後ハ前記午後十時ヨリ午前
五時迄ノ時間ヲ除ク十七時間ノ範囲内ニ於テ二交替制ヲ
設ケ大体午後二時ヲ交替時トナシオリ両組ノ女工ハ何レ
モ深夜ヲ含ム継続十五時間ノ休業ヲ与ヘラレ居ルヲ以テ
右ハ華府条約所定ノ最少休業時間タル十一時間ヲ超過ス
ルコト四時間以上ニ達スル次第ナリ

(二)尤モ今回ノ深夜業撤廃ニ伴ヒ各紡績工場ハ工場法第四条
但書ニ依リ行政官庁ノ許可ヲ受ケ繰業ヲ一時間延長シ午
後十一時迄就業セシメツツアリ（昼組ハ午前五時ヨリ午
後二時迄トシ八時頃ニ朝食ノ為三十分休憩夜組ハ午後二
時ヨリ十一時迄トシ八時頃夕食ノ為三十分休憩スルコト
トシ正味両組共八時間半ノ就業トナル）

ボンベイ 発
本省 8月8日前着

第七二号

貴電第一六号ニ関シ

深夜業廃止ニ於ケル我紡績カ過渡期ニ於ケル暫定的弁法ト
ハ云ヒ乍ラ当初ヨリ直ニ一律ニ工場法第四条但書所定ノ延
長時間ヲ採用シ居リ且一週間ノ労働時間並ニ休日規定等ニ
テモ多少華府条約ト合致セサル点アルハ何ト云フモ日本紡
績ノ二交替制ヲ羨ミ瑕探シニ夢中トナリ居ル当地紡績側ニ
攻撃ノ表面的口実ヲ与ヘ居ルハ否ミ難ク旁我紡績ノ実情ヲ
承知シタル上ノ当地連合会ノ宣伝等ニ引摺ラレ此ノ種議論
ニ新聞等ニ於テ正面ヨリ反駁ヲ加フル時ハ余リ世人ノ注意
ヲ引カサル紡績側ノ主張ニ刺戟ヲ与ヘ徒ニ論議ノ禍中ニ突
込レ彼等ヲシテ徒ニ我紡績攻撃ノ機会ヲ与フルカ如キ惧ア
ルヲ以テ此ノ際新聞等ニ依ル反駁ハ之ヲ避ケ他ノ方法ニ依
リ關係各方面ニ対シ御来示ノ趣旨徹底方努ムヘシ尚深夜業
廃止ノ我紡績ニ及ホセシ影響等当地新聞ニ材料供給ノ必要
アルニ付成ルヘク早く電報アリタシ

「シムラ」、「カルカッタ」ヘ暗送セリ

271 昭和4年8月16日

在ボンベイ栗原領事より
幣原外務大臣宛(電報)

インド綿布関税引上げに対する日本側対応策
につき意見具申

ボンベイ 発
本省 8月16日前着

第七五号
貴電第一五号ニ関シ

綿布関税引上運動ハ今ニ始マリタルニアラス関税調査会報告発表アリテ以来当地紡績業者カ機会アル毎ニ政府ニ迫リ居ルモノナルコトハ今更申迄モナキ次第ナルカ一方昨年来ヨリノ罷業ニ依ル打撃深刻トナリ当地紡績カ一層悲境ニ沈淪セルト最近過去三、四ヶ月ニ於ケル日本綿布輸入激増等カ本件運動ニ刺戟ヲ与ヘ終ニ印度政府当局ヲ動かスニ至リタルモノト想像セラルル処本件ニ関シテハ曩ニ綿糸関税引上当時ニ於テ経験セシ如ク既ニ大勢力カ右機運ニ向ヒ居ル以上之ヲ阻止スルコトノ困難ナルハ御承知ノ通ニシテ別ニ有効ナリト思惟スル対策ナキモ左記ノ点ハ御考慮ノ価値アルヤニ思考セラル

差別的待遇ヲ為サムトスルノ不可ナルヲ嚴重抗議ノ必要アルヤニ思考セラル右ハ所謂「インヂアン・アツフェイアーズ」不干涉ノ口実ノ下ニ我方ノ希望スルカ如キ措置ヲ執ルコトヲ期待シ得サルハ綿糸関税当時ノ英政府ノ態度ニ徴シ略想像セラルルモ差当リ本件カ如何ニ日本朝野ノ注意ヲ惹キ居ルヤヲ英政府ヲシテ知ラシメ置クハ本件関税カ実現スル場合ニ於テ其ノ時期、程度、方法等ニ関シ或ハ多少牽制スルノ効果アルヘシ

三、鉄関税引上ハ金解禁ニ至ル已ムヲ得サル措置ト存セラ
ルルモ現ニ綿布関税引上問題カ具体化セムトスル今日仮

一、我紡績ニ於ケル深夜業廃止カ所謂不正競争ノ口実ヲ薄弱ナラシメシハ疑フノ余地ナキモ印度紡績側ノ真意ハ何トカ無理ニモ日本紡績ニケチヲ付ケ関税調査会ノ指摘セル不正競争ニ持チ行カムトスルニ在ルヲ以テ若シ深夜業カ口実トナラサル場合ハ他ノ問題例ヘハニ交代制或ハ労働問題等ヲ拉シ来リ印度紡績ト相違セル点ヲ挙ケテ依然保護ノ必要ナルヲ絶叫スヘク旁我紡績ニ於ケル深夜業廃止ヲ以テ直ニ我紡績攻撃ノ原因消滅セシト見ルハ聊カ早計ノ嫌アリ況ンヤ過渡の規定トハ言ヘ我工場法規必スシモ華府条約ニ合致セサルハ当地紡績業者ノ乗スル処トナリ従来婦女子ノ深夜業ヲ云々セシ彼等ハ一転シテ我工場法ノ華府条約抵触トニ交代制ヲ以テ我紡績攻撃ノ口実ト為ス傾向ニ在ルカ故ニ深夜業廃止ヲ以テ当地紡績側運動ヲ緩和乃至阻止スルコト困難ナリ

二、然レトモ英国政府ニ対シテハ昭和二年在英大使発貴大臣宛電報第二八七号綿糸関税引上当時ノ行懸モアリ且「ハーデー」カ正式ニ政府ヨリ本件調査委員ニ任命セラレタル際ニモアリ此ノ際深夜業廃止ノ實際の影響ヲモ述ヘテ既ニ事情異レル今日更ニ我輸入ノ大宗タル綿ニ付テ

令如何ナル理由ニセヨ印度政府並紡績側ニ更ニ新ナル口実ヲ与フルハ疑ナク旁若シ事情許スニ於テハ本問題ノ一段落ヲ待チテ詮議スル方大局上有利ナルヤニ思考セラル

四、我国紡績ニ於ケル職工優遇方法殊ニ社会政策的施設乃至貿易上ニ於ケル日印間ノ密接ナル関係等ヲ新聞雑誌等ニ適當ニ宣伝スルモ間接ニ多少ノ効果アルヘシ

右何等御参考迄

「シムラ」へ暗送セリ